

平成 28 年 第 3 回相楽東部広域連合議会定例会

日時 平成 28 年 12 月 8 日（木）

9：30～16：13

～速記録～

◎ 議長（畑 武志）

皆さん、おはようございます。議員の皆様方には公務ご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。本定例会に付議されました案件について、よろしくご審議いただくとともに、議会運営に格別のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。会議に先立ち、笠置町議会議員の皆様方には、本年 10 月 23 日の笠置町議会議員一般選挙において、当選されました。おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。ご当選され、相楽東部広域連合議員となられました議員の方々を紹介いたします。西岡良祐君。

◎ 2 番（西岡 良祐）

どうかよろしくお願いします。

◎ 議長（畑 武志）

西昭夫君。

◎ 5 番（西 昭夫）

よろしくお願いします。

◎ 議長（畑 武志）

坂本英人君。

◎ 8 番（坂本 英人）

どうぞよろしくお願いします。

◎ 議長（畑 武志）

杉岡義信君。

◎ 11 番（杉岡 義信）

よろしくお願いします。

◎ 議長（畑 武志）

以上、4名の議員の皆さんでございます。よろしくお願いいたします。また、11月22日開催の文教常任委員会において、副委員長に杉岡義信議員が互選されましたので報告いたします。続きまして、新しく参与に就任されました方を紹介いたします。前田早知子君、よろしくお願いいたします。

◎ 参与（前田 早知子）

おはようございます。前田です。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（畑 武志）

ただいまから、平成28年第3回相楽東部広域連合議会を開会いたします。堀広域連合長あいさつ。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

皆さん、おはようございます。本日は、平成28年第3回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙の中をご出席いただき、まことにありがとうございます。笠置町議会議員の皆様には、先の選挙でのご当選おめでとうございます。連合を代表いたしまして心よりお祝い申し上げます。さて、「テールアルメ擁壁及び周辺土地の変状による損害賠償請求事件」につきましては、大阪高等裁判所において控訴審が継続しているところであります。これまで12回の口頭弁論が開催され、来年2月7日に第13回口頭弁論が開催されることになっておりますが、本裁判の状況等につきましては、本議会での一般質問にも取り上げられておりますので、詳細はその際にお答えをさせていただきたいと思っております。本定例会におきまして、27年度の決算認定・28年度の補正予算・物品購入契約の締結・監査委員及び公平委員会委員の任期満了に伴います選任同意の件をご審議、お願いを申し上げるものでございます。何とぞ、よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。本日は、まことにご苦労さまでございます。

◎ 議長（畑 武志）

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程第1、「議席の指定」を行います。議員の議席は、会議規則第3条の規定により、ただいまご着席の議席といたします。日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、「11番、杉岡義信議員」、「1番、竹内きみ代議員」を指名いたします。日程第3、「会期の決定の件」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、去る11月30日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることに決定されておりますが、これにご異議ありませんか。

（ 異議なしの声 ）

◎ 議長（畑 武志）

異議なしと認めます。よって、会期は本日１日間と決定いたしました。日程第４、「閉会中の委員会調査の報告」を求めます。初めに総務厚生常任委員長、廣尾正男議員。

◎ 10 番（廣尾 正男）

皆さん、おはようございます。廣尾でございます。総務厚生常任委員会からの報告を行います。本委員会は、11 月 25 日午前 9 時 30 分から、和束町体験交流センターにおいて開催しました。まず、平成 27 年決算の概要及び 28 年度一般会計予算執行状況について、総務課及び環境課が所管する事業に関して説明がありました。次に、テールアルメ裁判の経過について説明を受けました。それによると、控訴審開始以来、既に 2 年 6 カ月が経過しているが、変状の原因論について双方の主張、立証が専門的になり、通常よりもかなり長期化している状況で、審理終結の見込みは予測できない現在、連合側が先に提出した立証の意見書に対して、裁判所から基礎データを次回口頭弁論までに提出するよう指示をされ、それに従って神戸大学の教授に追加意見書の作成をお願いしているとのことでした。委員からは、早期の裁判終結や、仮処分申請の可否などについて質問がなされましたが、本件については、本議会での一般質問でも取り上げられておりますので、詳細は省略させていただきます。以上で、11 月 25 日に実施した総務厚生常任委員会の報告を終わります。

◎ 議長（畑 武志）

続きまして、文教常任委員長、竹内きみ代議員。

◎ 1 番（竹内 きみ代）

皆さん、おはようございます。竹内でございます。文教常任委員会からの報告を行います。本委員会は、11 月 22 日午前 9 時 30 分から和束町体験交流センター会議室において開催いたしました。まず、文教常任委員会、副委員長の互選が行われ、杉岡義信議員が選出されました。続いて、平成 27 年度決算の概要として報告を受けました。その後、質疑応答が行われ、文化財保護費が減額されている理由や背景、高校生通学定期補助の利用率、利用人数などについての質問がありました。次に、平成 28 年度の事務事業の進捗状況について、まず平成 28 年度連合の教育の取組状況として、各小中学校で行われている特徴的な教育プログラムについての説明を受けました。続いて、平成 28 年度予算執行状況について報告を受け、その後、質疑応答を行いました。その中で、委員からは、生け花教室が申し込みの段階で定員のため断られることが多いという声を聞いているので、募集人員を増やせないか。また、成人式の対象人数や開催場所の防寒対策。各小中学校のトイレの洋式化等々、多くの質疑を行い、文教常任委員会を終えました。以上で、11 月 22 日に実施した文教常任委員会の報告とさせていただきます。

◎ 議長（畑 武志）

以上で閉会中の委員会調査報告を終わります。日程第5、一般質問を行います。質問時間は30分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は通告制ですが、関連質問は許可いたしません。3番議員、北久保浩司君の発言を許します。

◎ 3番（北久保 浩司）

皆さん、おはようございます。北久保でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って一般質問をさせていただきます。まず最初に、さらなる広域連携の強化について、相楽東部3町村と京都府による相楽東部未来づくり推進協議会が設立され、去る7月28日に第1回の会合がされたところですが、新聞記事などを見ますと、理想郷創造へという見出しで、攻めの政策連携をはかっていくとあります。これからの取組に、非常に期待するところです。また、定住、広域観光、子育ての分野で、今年度中にビジョンの策定を目指すと思います。そこで、連合長に現在の進捗状況についてお伺いいたします。2点目、相楽東部の広域交通網についてお伺いいたします。現在、東部3町村を結ぶ路線は、鉄道と一部の路線バスがありますが、京都府と町村が地域広域交通網形成計画を策定する動きがありますが、3町村と府で取り組むだけでなく、広域連合として観光や交通を考える必要があると思いますが、連合長のお考えをお聞かせください。また、3町村において、小学校、中学校のスクールバスの形態が違います。笠置町においては、循環バスに保育園、小学校が乗り、そして、スクールバス及び鉄道で、中学校が通学しています。和束町では、スクールバス、路線バス及び徒歩で、保育園、小学校、中学校が通学していると聞いています。村では、スクールバス一般混合型及び一部徒歩で通学。そして、小中学校は、鉄道で通学している現状です。和束町では、小中の同乗で運行していますが、村では同じコースを小学校と中学校別のスクールバスが、朝に限っては、ほぼ同一時間帯で走っています。また、村では南大河原や本郷の中学校は、鉄道利用で通学していますが、笠置町からバスが走っているのに同乗できないのかお伺いいたします。これは、学校の通学のことですので、教育長にお伺いいたします。3点目、いじめ問題の解決について。滋賀県大津市で起こった中学校自殺報道以来、世間のいじめ問題に関する注目は一層高まっています。この事件以来、全国各地において、いじめを苦にしたと考えられる児童生徒の自殺が相次ぎ、さらに加害者側の生徒が逮捕されるなど、大変憂慮すべき状況にあると言えます。いじめの問題の解決は、相楽東部3町村にとっても、喫緊の問題となっているのは言うまでもありません。そこで、小中学校においてのいじめの問題の現状と把握。また、解決に向けての取組についてお伺いいたします。以上、この3点についてお伺いいたします。あとの質問については、自席に戻って質問をさせていただきます。

◎ 議長（畑 武志）

堀広域連合長、答弁。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいま北久保議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、さらなる広域連携の強化についてであります。ご質問にもありました「相楽東部未来づくり推進協議会」は、人口減少や高齢化が著しい相楽東部地域の活性化に向けた積極的な対策を推進するため、去る7月28日に、広域連合を構成する3町村に加えて京都府にも参加していただいて設立し、取組を開始したところであります。これまで、広域連合、3町村、京都府の関係職員による幹事会において、観光や人々の交流、移住・定住の分野と、福祉・医療などの分野の2本柱として、議論を重ねているところであります。本年度末には、相楽東部地域のあるべき姿を示すビジョンを策定し、具体的な事業についてもまとめるよう進めているところであります。次に、相楽東部の公共交通網についてであります。ご質問にありましたとおり、JR関西本線の加茂駅以東における公共交通の課題解決に向けて「地域公共交通網形成計画」が、京都府と3町村とで策定されようとしております。相楽東部地域の観光、交通についても、先ほどの未来づくり推進協議会における検討の中では、重要な課題であると認識しており、この中でもしっかりと検討してまいりたいと考えております。ただいまいただきました北久保議員からの質問の答弁とさせていただきます。

◎ 議長（畑 武志）

西本教育長、答弁。

◎ 教育長（西本 吉生）

教育委員会の西本です。よろしくお願いします。北久保議員のご質問、「スクールバスの現状と課題」についてお答えします。広域連合各小中学校におけるスクールバスは、児童生徒の交通安全、生活安全の確保という視点から、また地域の実情に応じて検討しつつ、運行をしております。まず、笠置小学校ですが、ここにつきましては、循環バスで回っております。和東町の実態です。和東小学校では、奈良交通路線バスとスクールバスを使用しています。和東中学校は、奈良交通路線バスの利用と徒歩を原則としていますが、一部の地域の生徒は、小学校のスクールバスに同乗をしております。保護者からの希望がある場合に限り、許可しているものです。次に、南山城村の現状です。南山城小学校のスクールバスですが、現在、童仙房コース、大河原コース、田山高尾コースの3系統で走っています。また、笠置中学校では、野殿童仙房方面、笠置方面のスクールバスと、月ヶ瀬口駅と松笠間を運行している村営バスを利用しています。議員ご指摘の登校時に同一コースを走っているのは、野殿童仙房方面のスクールバスです。ただ、ルートは異なっております。中学校は、「大河原多羅尾線」ですが、小学校は低学年児童の体力に配慮して、「大河原東和東線」ルートで運行

しております。これを1本化するとなると、学校できめ細かい連絡調整を要すること。また、緊急時に融通がきかなくなること。また、それぞれのバスは通学以外にも校外学習等で大いに活用され、保護者負担の軽減につながっていることなどを考慮すれば、1本化はやはり難しいなというふうに思っております。ただ、バスを小型にするなど、今後検討すべき課題もあると考えております。さて、大河原、本郷方面の中学生ですが、現在4名がJRを利用しております。生徒数が多かったところから継続してきたものです。笠置方面のバスに同乗できないかのご指摘ですが、乗車時刻、バス停の位置等の見直しによって、再考の余地はあると考えております。学校や保護者の思いに耳を傾けながら、また関係諸機関との協議をしつつ、検討していきたいというふうに考えております。児童生徒の登下校は、固定化したものではありません。教育委員会としまして、今後、児童生徒の学校生活の充実、学力の保障、何よりも安心安全の確保を第一義に、町村当局と調整をはかりながら、児童生徒の減少に対応した登下校の方法やスクールバスの効率的な運行などについて検討を進めてまいりたいと考えております。2つ目のいじめ問題についてです。教育委員会では、学校教育における7つの具体的重点事項の第1に、一人一人が包み込まれ、みんなでつながる学校づくりを掲げ、とりわけいじめと不登校問題には重点的に取り組んでいるところです。まず、いじめの現状についてお答えします。学校では、いじめの早期発見に向けてその実態を把握すべく、定期的なアンケート調査と、それに基づく聞き取り調査を実施し、その結果を3段階に分けております。第1段階、児童生徒が冷やかしや仲間外れなど、嫌な思い、苦痛を感じたもの。第2段階は、組織的、継続的に指導が必要であるもの。第3段階は、不登校等の重大事態に至るものということです。管内3小学校、2中学校の実態ですが、本年度1学期の結果につきましては、1段階が小学校で9件、中学校で6件でした。対応も、嫌なことを言われた、あだ名で呼ばれたなど、いずれも軽易なもので、全て解消をしております。3桁、4桁の件数があつた近隣の市町に比べると、かなり少ない件数ではないかというふうに思っております。連合管内には件数ゼロという学校もありますが、それはあくまでもアンケート上の結果であり、いじめがないという認識はしておりません。2段階、3段階は、小中学校ともゼロでした。次に、学校の取組についてですが、連合管内の小中学校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を3原則として、中でも未然防止を最優先課題として取り組んでおります。未然防止につきましては、道徳、人権教育の心の教育の推進に、児童生徒一人一人の居場所づくり、活躍できる場面づくりに努めることなどです。早期発見におきましては、定期的にアンケートや教育相談を実施することも大切ですが、それ以上に大事なのが、教職員一人一人がいじめを見抜く、するどい人権感覚を養い、気づき力を高めることだと考えております。各教室に学校全体に精度の高いアンテナをはるよう指導をしているところです。なお、1番大事なのは、いじめの実態が確認された場合の早期対応では、子ども、校長のリーダーシップのもとに、全教職員が一致して取り組むことを目指しております。これがなかったら、ご指摘のように後々大変なことになります。担任が一人で抱え込むのではなくって、全員で役割分担をしながら、一体となって取り組むことが必要だというふうに考えており

ます。これからも不登校、いじめ問題については、大事に扱っていきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

◎ 議長（畑 武志）

3 番、北久保浩司議員。

◎ 3 番（北久保 浩司）

それでは、再質問をさせていただきます。順次、再質問をさせていただきます。まず最初に、さらなる広域連携強化についてでございますけども、私も連合長の意見には賛同いたします。私たちの最終着地点は、少子高齢化による過疎化に歯止めをかけるため、定住者を増やすことではありますが、そのためには、この地域の魅力を外に向けて発信し続けることが重要であると考えます。そのためには、1つは、生活環境を整え、子育てしやすい環境をつくる。子育て世代の方々にこの地域に来ていただきたい、行きたいと思えるような地域にしていくこと。もう一つは、広域観光、その視点でとらまえ、教育旅行やインバウンド観光に重点をおいた施策の展開が必要であると思いますが、この点についてどのようにお考えか、連合長にお伺いいたします。

◎ 議長（畑 武志）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えをさせていただきます。この3町村には、共通した自然豊かな歴史、文化に富んだ共通点があります。これを活かして、先ほどの地域力、教育力を含めた地域力を高めていく必要がある。そして、今言われた一生通じて住みやすい、生きがいのある地域づくりというのが、1つ重要なことであろうというように思っております。合わせて、最近のご質問もありましたように、インバウンド観光。それと、また民泊の問題と。これは、国の方でも取り上げておられて、新聞等でもご紹介されているところでもあります。こうした中では、先ほどこういった魅力をもってるこの地域というのは、教育観光でもあります。農村の体験観光でもあります。文化の観光でもあります。そういうふう to 受け入れていく。そうやって対象が、学校の修学旅行生とか教育観光ですので、そういう対象にしていこうという思いは、民泊の受け入れ体制というの、やはり必要になってきます。これは、3町村が連携して取り組んでいかないと、なかなか1町村で取り組める問題ではありません。これからの時代は、そうした流れにあるかと思いますので、その時代の流れに、いわゆる乗り遅れないためにも、3町村が連携してこうした状況に取り組んでいきたい。この辺も3町村だけやなしに、やっぱり京都府が東部の3町村はどうしていくべきかと。こういう観点から、一緒に参画していただいて、先ほどもありましたように、相楽東部の未来、この3町村の推進協議会が、軸と

して主体として取り組んでいく。こういう方向でやってまいりたいと思っております。先ほど答弁いたしましたように、まずはやっぱりじっくりと幹事会に詰めていただいて、じっくりとこの年度末にビジョンが策定できたらいいなと、こんな思いで取り組んでおりますので、ご理解の方よろしく願いいたします。以上、答弁とします。

◎ 議長（畑 武志）

3 番、北久保議員。

◎ 3 番（北久保 浩司）

私も、この地域には観光を推進するための素材は十分にあると考えています。和束町では、和束町活性化センターや、雇用促進協議会が中心になり、農家民泊やお茶を軸にした環境産業を推進しています。南山城村には、観光の核となるべき道の駅が来春オープンします。笠置町では、言うまでもなく観光のまちであり、その推進母体となる株式会社も設立されました。これらの各町村の組織や資源を活かし、観光事業において雇用を創出していくことは、東部広域連合の果たす役割は、非常に大きいと言うまでもありません。ここに、2016 年 11 月 26 日に毎日新聞の記事があるんですけど、同様の記事も他社の新聞でも取り上げられていますが、民泊関連市場拡大中とあります。民泊関連のビジネスは、既に大手も参入しており、経済効果も 5,200 億円を超えと言われています。ぜひビジョンの策定にあつては、これらの組織とも連携し、K P I の試算も明確にし、実のあるものにしていただくこととともに、その取りまとめができるよう東部広域連合に観光課を設けることを提案いたしますが、連合長、そういうことはどうお考えでしょうか。

◎ 議長（畑 武志）

堀広域連合長、答弁。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えいたします。今、北久保議員のご質問にあります内容については、私もそういった方向。先ほども答弁させていただきました。今後、そういう流れに、私はあると思いますので、その流れに合うような形の推進体制というのは、観光課となるのか、これはちょっと今まだ検討はしていかなきやありませんが、そういう方向で進めていかなきやならないということは、同じ認識をいたしております。今後とも、ご理解、ご協力を賜りたい。このように思います。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

3 番、北久保議員。

◎ 3 番（北久保 浩司）

その件については期待しておりますので、頑張ってくださいと思います。続きまして、交通網の話。全体の交通については、なかなかそういう話で取り組んでいただいているということで、私も本当にその面についても期待いたしますので、連合長、しっかりとそういう交通の話についても取り組んでいただきたいと思います。また、教育のスクールバスについてですけども、私がなぜこれを質問したかという、和束町ではスクールバスとかいろんな通学する中で、中学生と小学生が一緒になって通学している。そういう話を聞きますと、私たちがやはり昔は自分たちで歩いて行って、一緒に中学生たちと話をしながら過ごしていた時間が、今でも思い出されます。その中でいろんなことを学んで、それがやはり地域のコミュニティにつながる。そして、郷土愛護の精神が生まれていった。根元がそこにあると思います。そういったやはり中学生と小学生が一緒になって、中学生がまた下の面倒を見ていくっていう姿が、本当の教育のあり方だと思いますんで、時間帯やらそういう難しい問題はいろいろとあると思いますが、これからそういった観点も踏まえて、取り組んでいただきたいと思います。予算だけの問題じゃなくて、やっぱりそういうことが、これからのこの地域の郷土愛護が生まれてくることの、本当の核になっていくと思いますんで、よろしくそれを考えていただきたいと思います。最後に、いじめ問題についてでございます。答弁にもありましたように、本当にすばらしい考えをもってやられているというのは十分理解いたしました。しかし、なかなかいじめ問題というのは、目に見えないところで起こるのがいじめの根本ではないかと、私は考えます。そうした中、やはりきめ細やかに目を配っていただいて、本当にこの地域にいじめ問題はないかということは、常日ごろからやっぱり心にとめていただいて、そういったことが、この東部3町村ではないと言い切れるほど頑張ってください。それもさっきと話は通ずるんですけども、やはり学生時代のつながりが、大人になってからもこの地域で一生懸命頑張ろうという、根本につながっていくと思います。どうかその問題についても、教育長の考えはすばらしいお考えだと考えております。それが全体に伝わるように、これからもしっかりとやっていただきたいと思います。もう時間もありませんので、私の一般質問は、これで終わらせていただきます。

◎ 議長（畑 武志）

答弁よろしいですか。

◎ 3 番（北久保 浩司）

いいです。

◎ 議長（畑 武志）

よろしいですか。

◎ 3 番（北久保 浩司）

はい。

◎議長（畑 武志）

西本教育長。

◎教育長（西本 吉生）

すいません。せっかくですので。おっしゃる登下校の問題も、確かに登下校中っていうのは、本当に子どもたちが教室だけではなくて、学ぶ機会。学ぶことってのは、本当に多いというふうに思っております。できることなら、小学生、中学生、保育園児も含めて、例えばこれバスだったら、ちょっといろんな課題も出てくるかというふうに思いますから、登下校の方法としては、これからも先ほども答弁をさせていただきましたように、ちょっと整理等もさせてもらえたらなというふうに思います。それから、いじめの方ですが、おっしゃるように、なかなかいじめは見にくいていうところがあります。だから、先ほども申しましたように、例えば、休み時間も教職員が教室にいない間についてのが大いにあり得ることです。だから、両中学校とも休み時間も今、教職員が教室に入って子どもたちと色々な語らいをしながら、高いアンテナを張ってる。これも大きな成果ではないかというふうに思っております。これからも、そのあたり続けていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

これにて、北久保議員の一般質問を終わります。続きまして、11 番、杉岡義信議員の発言を許可いたします。

◎ 11 番（杉岡 義信）

おはようございます。笠置町の杉岡でございます。議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきますと思います。それでは、1 点目でございます。給食費、献立変更についてでございます。他市町の学校給食の様子がテレビから流れているのを見ていますと、貧困家庭が増となり厳しい生活の中から、給食費が支払えずにこのような現状になっているのか。学校では児童・生徒が健康的な生活の中での就学を考えて、保護者との連携の中で、いろいろな施策を実施支援していただいていることと認識しております。テレビでは未払いが原因ではない、自然災害が原因と言われておりますので、災害地で材料が不足か、それも関係のある原因になってくると思いますが、材料原価が今年度の予算で不足が出るということは、いろいろな問題があるかも知れませんが、現実連合教育委員会の中で、このような問題が発生した時は、どの様な対処をとられるか、答弁をお願いします。2 点目であります。笠置保育所・小学校との合同運動会実施についてであります。保育所・小学校での合同運動

会を実施することはできないのか。今年度も感動する運動会を見せてくれました。小さな学校ならではの運動会でした。友達とともに頑張った、暑い中での練習の成果を保護者も子どもとともに楽しむ運動会でした。私たちは胸が熱くなり、一日を参観させていただきましたが、ここ数年、町民の方から保育所と小学校の運動会を合同で実施できないかという声を聞いております。練習やいろいろな課題はあると思います。すぐに実施できるようなことではないと思いますが、方向性はどうでしょう。答弁をお願いします。この後は、自席で質問をさせていただきます。

◎ 議長（畑 武志）

堀広域連合長、答弁。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいま杉岡議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。学校給食につきましては、未来を担う子どもたちの心身の健全な発達や食に関する正しい理解を養う上で、大変重要な役割を果たすものであり、しっかりと対応していかなければならないものであると、このように認識しております。また、保育園と小学校の合同運動会の実施につきましては、保育園と小学校の性格の違いはありますが、小規模校における行事のあり方ということについて、また、ご質問の中では、小規模校ならではの取組、こういう観点から選択肢の1つであると、私は考えております。こうした具体的な内容につきまして、学校給食の対応や運動会のあり方など、詳細については西本教育長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎ 議長（畑 武志）

西本教育長、答弁。

◎ 教育長（西本 吉生）

杉岡議員の一般質問にお答えします。1つ目の「学校給食に関わって」です。まずは、給食費の未納問題、子どもの貧困対策についてです。学校給食を円滑に実施するためには、給食費の適正な徴収が不可欠です。教育委員会では、学校と連携をはかり、分納により「過年度分の滞納」を処理するとともに、「未納問題の解消」に向けて取り組んでおります。給食費の滞納は、当該家庭が福祉的な対応を必要とされる1つのサインでもあり、また、児童生徒の教育上の課題とも密接に結びついている可能性もあるがゆえに、きちんと対応すべき大事な課題であると認識しております。教育委員会並びに各学校においては、各家庭の滞納理由を丁寧に聴取し、経済的理由や家庭の事情によって支払うことができないのか、それとも十分な経済能力があるにもかかわらず、身勝手な理由で支払っていないのか、十分に精査する必要があります。その上で、経済的な理由や家庭の事情等により給食費の支払いが困難

な保護者に対しましては、「就学援助制度」の利用を奨励しておるところです。よって、連合管内では、各校のきめ細かい配慮と丁寧な取組によって、他の市町に比べて、滞納家庭が極めて少ないのが現状です。なお、貧困家庭への対応としましては、義務教育段階の就学支援の充実に向けまして、給食費や諸費等の納付が困難な保護者に対し、「就学援助制度の利用を奨励」するなど、各学校において、相談体制の充実に努めるよう指導をしております。引き続き、就学援助の活用・充実をはかってまいりたいと考えております。次に、給食用食材の価格高騰への対応についてです。新聞等によりますと、三重県鈴鹿市教育委員会が、「野菜の価格高騰を理由に、給食を2日間中止するという発表」がありました。その後、鈴鹿市長が「拙速な判断によるもので遺憾」と表明、同教育委員会の給食中止の決定は撤回されております。連合教育委員会並びに管内の給食施設では、今年の9月下旬ごろから「天候不順による野菜の価格高騰」は認識しており、給食費に係る保護者の追加負担が生じないよう、食材調達の見直し、あるいは食材の変更等を検討してきたところです。また、年度当初には、「夏の台風被害や天候不順による野菜の値上がりを想定」し、保護者負担の給食費を適正に配分して献立を作成してきました。現状、大きな支障は生じないと考えております。さらに、連合管内では、食材の多くを価格変動の少ない公益財団法人「府学校給食会」から購入しております。このことも支障を来さない一因かとも思っております。いずれにしても、管内の各給食施設には、食材価格の高騰があっても、保護者負担に影響を与えることのないよう、引き続き指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。2つ目の質問、保小合同運動会の実施について、お答えします。笠置小学校24名の運動会、小規模校の特性を活かしつつ、創意工夫を凝らした笠置小学校ならではの運動会は、今年も感動的でした。議員のおっしゃるように、私も休む暇のないフル回転の子どもたちのひたむきな姿に心をうたれました。町長、議員の皆さんをはじめ、地域の方々のあたたかい支援があり、町が一体となった、まさにアットホームな運動会でした。演技や運動を通じて公正な態度、協力、協同の精神を養うとともに、保護者や地域の人々に学校教育活動に対する認識や理解を深めてもらい、地域社会と学校が一体となって、楽しい1日を過ごすという運動会の目標を十分達成することができました。さて、幼児、児童、生徒の激減が進む中、保育所と小学校の運動会を合同でできないかのご指摘に対しまして、教育委員会の考え、思いを述べさせていただきます。合同実施によるメリットについてです。まずは、保小の幼児、児童、職員、保護者が一堂に会し、地域を巻き込んだ大イベントになり、地域の活性化につながるということです。また、笠置小学校の児童にとっても、プログラムの間に園児の種目が入ることによって、ゆとりをもって参加することができます。係活動や演技を通して、園児を支えることができれば、思いやりの心は一層育まれることも期待できます。さらに、教職員、保育士も相互に助け合うことによって、任務分担の軽減にもなります。校種間連携の視点から見れば、小中学校間の連携に比べて、保育園、小学校間のつながりがやや弱いという連合の課題克服の一助ともなります。次に、デメリットです。学校行事で最も大事なことは、ねらいの達成にあります。小学校及び保育所における運動会のねらいを見る限り、

合同開催による支障はありません。ただ、1歳から12歳までという発達段階の格差の著しい子どもたちが一斉に活動するわけですから、やはり幼児、児童の安全確保が大きな課題となります。よって、健康、安全の一層のきめ細かい配慮が必要となります。さらには、当日に至るまで、すなわち練習過程における課題です。保と小が隣接していたら問題はないのですが、離れているゆえにネックが生じます。幼児にとっては、練習の場と当日の会場が同じであることが原則です。例えば、幼児にとって場所が変わっても同じ動きができるかと言えば、やはり難しいようです。昨日、目印としていたものが、今日そこになれば、どう動いてよいかわからない。これが幼児の現状ではないかというふうに思っております。したがって、練習のためには、保育所から小学校へ出かけていかなければなりません。年長児は徒歩でも可能でしょうが、1歳から3歳は、どうしてもバスによる移動となります。しかも、毎日となれば疲労もたまります。このあたりをどうクリアしていくか、合同実施に向けての大きな課題となっています。合同運動会につきましては、これまでも校長と保育園の所長が話題にしています。両者とも、できるものなら取組たいとの思いをもっていますが、今述べた課題に直面して立ちどまっているのが現状です。小学校の場合、運動会は教育課程の一環として実施するもので、その編成権は校長にあります。今後は、学校と保育所がさらなる協議を重ね、実施に向かうべく課題整理に当たってほしいと思っております。教育委員会としましても、笠置町と十分に連携をとりながら、支援をしていきたいと考えております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

◎ 議長（畑 武志）

西村副連合長、答弁。

◎ 副広域連合長（西村 典夫）

杉岡議員の質問に答えさせていただきます。給食費についてではございますが、私は生まれながら教育の機会を受けるのに差があってはありませなし、どのような立場の子どもも平等に教育を受ける権利があると、私は思っております。私は、給食は食育の一環で、教育であると考えております。こういう立場で、給食に対して側面からできる子育て支援を、さらに充実をさせていきたい。そのように、私は考えております。また、小学校と保育園の合同運動会についてであります。私も杉岡議員と隣り合わせで、ずっと笠置小学校、保育園の運動会を見学させていただきました。本当に杉岡議員言われましたように、本当に感動をいただきました。みんなどの子も、一生懸命走ってました。歯を食いしばって、組み立てをやっていました。おじいちゃん、おばあちゃんの声援を受けて、必死にかけっこをしておりました。あつい表情が伝わってきて、本当に感動をいただきました。こんな小さな学校、保育園でも、こんなすばらしい運動会ができる。人口が少ないといって悲観することなく、みんなでやればできる。逆に、私は教えていただいたと思っております。合同運動会につきましては、今の現状であるならば、別々に運動会をする必要はなく、今では十分やっていける

現状であると、私は思っております。また、将来的に少子高齢化がますます進んでいって、もっともっと児童が減少するとなれば、合同練習も私は可能だと思っております。教育長から、メリット、デメリットが提示されました。地域を巻き込んだ大きなイベントにできる。園児を支えることによって、児童の成長につながる。私もそのとおりだと思いますし、デメリットにつきましても、年齢差が大きいゆえに、安全確保や健康面が心配される。また、練習される場所が離れていたら移動も大変だということも言われるとおりでございますので、その辺も考慮しながら笠置町といたしましては、その辺も慎重に検討しながら、この問題については検討していきたい。そのように考えております。以上でございます。

◎ 議長（畑 武志）

11 番、杉岡議員。

◎ 11 番（杉岡 義信）

再度、質問をさせていただきます。給食費についてでございます。今の未納があると。そして、それについては分納していただいているという話がありました。この未納について、分納なんですけれども、どれぐらいの期間ですね。結局卒業して、まだ残っていると。それにまた給食費の支払い続くのか。続いていくんでしょうね。そういう形で、どの辺まで支払い終わるまでしていただくということなんでしょう。そのところもちょっとお聞かせ願いたいと思います。そして、材料については、私もちょっと笠置中学校の材料のいろいろな話を聞いたんですけれども、地元の材料を仕入れて、それを給食に使うという話も聞いたことがあります。実際、そういうふうに行われているのか。そのところも回答をお願いします。そして、他の方が知ってるんかどうかはわかりませんが、その材料については、学校給食会という。これ、私だけでしょうか。初めて聞いたんです。そこんとこ、他の人は知ってるかわかりませんよ。私が初めて聞いたんで、そこんとこの回答もよろしくお願いします。そして、教育長から合同運動会のデメリット、メリットを聞かされました。これは、今笠置町の問題だけじゃないと思うんです。これから少子高齢化になると、東部 3 町村、必ず起きる問題だと思うんで、そこんとこもちょっと回答。もう再度回答をお願いをします。そして、これはまた通告はしてないんですけれども、私たちの小さい中学校時代、笠置町、南山城村、童仙房、この 3 校がございました。分校、分教場。それが年に 1 回、集まる機会がございます。そういう中で、いろんな合同の自治体の運動会もやりました。だから、やることは一緒なんでね。保育園も練習は外でやります。中ばっかじゃなしに。そういうことも踏まえた中で、再度答弁をお願いします。

◎ 議長（畑 武志）

竹谷教育次長、答弁。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

失礼いたします。私の方から、給食費の関係について答弁させていただきます。現状、過年度分の滞納につきましては、和束小学校2口。笠置中学校で1口ございます。滞納につきましては、負担の公平という概念から、適切に徴収する必要があるというふうに考えております。教育委員会では、学校と連携をはかり、分納により過年度分の滞納を処理するとともに、未納問題の解消に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。なお、経済的な理由や家庭の事情等により給食費の支払いが困難な保護者につきましては、先ほど教育長の方でございました、就学援助費の利用を奨励しております。具体的な取組でございますが、過年度分につきましては、卒業された生徒さんの場合がございました。引き続き支払いを分納いただいております。年度に支払い残の納付書をご自宅へ持ってあがりまして、説明させていただいてご理解をいただいて、可能な範囲で徴収の方を支払いの方をしていただいているという、そういう形でございます。あと、学校給食会につきましては、和束町学校給食センター、南山城村学校給食センター、笠置小学校におきましては、それぞれ食材の購入業者につきましては、学校給食会、地元商店、そして、委託業者という中で調達しております。それぞれの割合でございますが、和束町学校給食センターでは、ほぼ75%。南山城学校給食センターでは、87%。笠置小学校におきましては、99%と。こういった安定した供給先をメインとしまして、食材を確保している状況でございます。以上でございます。

◎ 議長（畑 武志）

西本教育長、答弁。

◎ 教育長（西本 吉生）

学校給食会は、今もありましたように、1つの調達先というふうに考えていただけたらと思います。ここにつきましては、米から野菜からいろいろな調味料がそろっていますので、先ほども申しましたように、価格の変動が少ないこともありまして、財団法人でやっておりますから、比較的値段も安いとかありますので、そこを利用しております。もちろん、地元の野菜等につきましても、地産地消がありますから、できる限りのところはそこでも購入しているというところですので、ご理解いただきたいというふうに思います。それから、合同運動会の件ですが、先ほども申しましたように、これから検討していったって、議員おっしゃるように、今のところ来年は子ども28名。ちょっと増える予定ですが、数年たったら、もっと厳しい状況になってきます。そのころになってきたら、もうそのあたりは合同でやらざるを得ない状況も、当然生まれてくるというように思っております。今のところ、できる範囲のところ、小学校、保育園、それぞれにやって、かなりの厳しい現状になったときは、本当にまたお世話になって考えていきたいというふうに思っております。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

11 番、杉岡議員。

◎ 11 番（杉岡 義信）

わかりました。なるべくそういう今答弁願ったことなんですけども、地元の野菜を使って、1 つでもちょっとでも安くいいものを子どもたちにあげてやってください。それと、今運動会のことについても、本当にもう皆さんがこれから考えていただければならん問題でございますので、1 つよろしく願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

◎ 議長（畑 武志）

これにて、杉岡議員の一般質問を終わります。一般質問の途中ですが、ただいまから 10 時 45 分まで休憩いたします。

（休憩 10：35～10：45）

◎ 議長（畑 武志）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。続きまして、7 番、岡田勇議員の発言を許可いたします。

◎ 7 番（岡田 勇）

和束町の岡田でございます。議長のお許しをいただき、通行書に基づき一般質問を行います。まず最初に、私の質問が堀連合長のあいさつにもありましたし、また廣尾委員長の報告にもありましたので、重複になると思いますけれども、お許しをいただきたいと思います。まず、お手元に配付されております資料によりますと、平成 26 年 3 月 28 日の判決において勝訴しました。以後、相手方から控訴され、口頭弁論も既に平成 26 年 7 月 2 日第 1 回より数えること、平成 28 年 11 月 1 日まで 12 回の口頭弁論をされております。年数でいきますと、2 年以上が経過しています。一審では約 7 年かかっております。ですが、二審はまだいまだ先が不透明で、なお、平成 29 年 2 月 7 日の 13 回口頭弁論の予定となっております。一体いつになったら決着がつくのでしょうか。私たちは、法律の専門家でもなし、ただ結果を待つのみであります。その間、テールアルメ擁壁や建物がどう変状していくのか。これも、またわかりません。連合にかかわっておられる人たちは、どんな思いでしょうか。連合長にお尋ねをいたします。私は、以前平成 27 年 12 月 1 日の議会において質問しておりました。その質問は、テールアルメ擁壁を直す工事費の設計図書等もいまだに聞いておりません。その際に、こういう事故が起きた場合は、天災になるじゃないかということを質問いたしました。質疑の中には、その責任は誰にあるのかということを質問しました。だから、3

人お三方。その当時のお三方に、あなた方が天災とするならば、当然あなた方に責任あるということを申し上げておりました。すなわち保障。責任は孫の末代までお三方にやってくれという質問いたしましたけど、いまだにその保障の返事は聞いておりません。もう一方片方で、他方について、マスコミや新聞報道にされている日本における現代の天変地異についてありますが、この記録は1,000年前の記録なんですけど、申しわけないんですけど、1番古い記録となっております。過去の記録によりますと、869年。三陸沖で貞観地震が発生。大津波等の被害は1,000人以上が死亡とあり、また、同じ時期には、鳥取県でも大地震。兵庫県では、播磨地震が発生しております。その発生から約20年ぐらいたったときに、南海トラフで東海、東南海、それから南海の3連動による令和地震が発生をし、非常に大惨事が起こっております。それから以降、現代まで200年か300年ぐらいに1度は、これと同じような状況の地震が発生をいたしております。これらは、過去の歴史であり、歴史は語るとあり、現代の日本の状況はこれに似てるとされております。結果はわかりませんが、私たちはそれを糧に、その危機管理をしっかりもたなければなりません。日々の行い、危機意識をもたなければ、大災害に対応することはできません。こういう地震について、私は以前から訴えてきましたが、なかなか皆さん方には届いておりません。結果が出てからでは遅いのではないのでしょうか。連合長及び副連合長のお考えをいただきたい。もう1点、今のテールアルメ擁壁及び建物の状況を1番危惧をされているのは、和束町の石寺地区、下島地区、撰原地区の住民の方ではないのでしょうか。また、施設の契約についても、もう2年余りとなっております。行政は、検討委員会や委員会で議論されておりますが、いまだ結果は出ておりません。一日も早く結論を出し、3区の住民の皆さんの不信感、不安を取り除かなくてはなりません。今後をどのように考えておられるのか連合長にお尋ねをいたします。次に、ごみの処理についてであります。これも検討委員会に委ね、3つの方法があると聞いておりますが、契約の期日も迫っております。どのようにされるのか、早く結論を出してください。これも連合長にお尋ねをいたします。次に、新聞報道にある伊賀市と笠置町、南山城村との定住自立圏についてであります。これについては、連合長及び副連合長におかれましては、非常に頭脳明晰で高度な考え方をもっておられると思います。到底、私らなんかまでは考えられません。よって、お三方にお教えをいただきたいと思います。私は、決して反対をするものではありません。それぞれの現在の状況を考え、何としても町や村を活性化しよう。人口定住のために住民が安心して暮らす圏域を進めておられることについては、心から敬意を払いたいと思います。しかしながら、この政策分野の中で、教育や環境問題のごみ処理の問題がありますが、教育や環境は東部連合にあります。それぞれの問題を連合で共有しながら成り立ってきています。その自立圏と連合とは、どんなかわりがあるのか。また、整合性があるのか。どう進めていきたいのか。お三方にお尋ねいたします。予算が必要ならば、当然教育では教育委員会。ごみ処理の問題ならば、連合の環境課に属します。連合長はいかがお考えですか。特にごみ処理については、東部連合の喫緊の大課題であることは、既にわかっておられるのではないかと。それを知っておられて、これらの協定書を作成されたとするならば、もう東部

連合ではできないと判断されたのですか。和束町については、住民の意見や議員の意見を聞いた上で、このような事態になるようなことであるならば、東部連合の解散も辞さないと考えておると、私は思います。以上、質問を終わります。自席に戻り、再質問させていただきます。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

堀広域連合長。簡潔明瞭をお願いいたします。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいま岡田議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。テールアルメ擁壁に係る損害賠償請求事件についてであります。1点目の「第12回口頭弁論の結果と経過と今後の状況」につきましては、平成26年3月28日、京都地裁で当方連合側の全面勝訴の判決を受けましたが、現在大阪高裁で控訴審議が行われております。去る11月1日の第12回口頭弁論期日では、連合側が先に提出した立証の意見書に対して、裁判所から「基礎データ」を提出するよう指示され、それに従って、神戸大学の教授にデータの開示とあわせて追加の意見書の作成をお願いいたしております。経過と今後の状況については、議員各位に配布いたしております経過のとおりで、控訴審開始以来、既に2年6カ月が経過しておりますが、変状の原因論について双方の主張・立証が専門的になり、通常よりもかなり長期化している状況で、審理終結の見込みは、先ほどもご質問にもいただいておりますが、今のところは予測はできない状況にあります。しかし、状況が状況でもありますので、これは早急に裁判所の判決をいただくと、こういうことで現在臨んでいるところであります。次に、2点目のご質問でございますが、本件は工事期間中に擁壁や周辺土地に変状が発生し、緊急に盛り土を排土した後も変状が続いており、特に、降雨の後に変状が見られることから、雨水対策を行っておりますが、隣接する町道等への被害などを懸念され、一日も早くテールアルメ擁壁の対策工事による安全な敷地の確保を第一と考えて、提訴しているものであります。一審の京都地裁での判決は、業者側の瑕疵によるものという連合側の主張が全面的に認められました。控訴審においても連合側の主張が認められるものと考えており、裁判が終結次第、対策工事を実施し、安全な施設の確保を考えております。それとあわせて今ご質問いただきましたように、地元との関係で、施設が後2年余りと残しております。もうご案内のとおり、地元とは協定を結んでおります。20年間という協定を結んでおります。まず第一には、そうした住民と結んでいる協定書を真摯に守る努力はしていくべきだというふうに思っております。そういうことから、次に処置の方法、処理の方というのは、もうこの東部。当時ですか。関係郡内の市町村で。町村ですね。当時は。いわゆる今やられておる一緒になって施設を焼却をしようという覚書があります。私どもは、その覚書をやはり履行してもらおう努力をしていくべきだが、まずはそのように考えております。今もそのような方向で、努力をしていくべきだと思っております。あと、住民の皆さんには、協定で

は20年間お世話になってるということから、やはり跡地についても安全な施策をとっていくと。また、利用についても考えていく、その責任はあると、このように考えております。それと、施設が終わってしもたというのは、今の状況であります、いわゆるこうした状況で、やはり進めていくものだと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。先ほど、どんな思いをもっておられるかと、こういう天災とかいう観点から、ご質問をいただきました。私どもは、こうしたいわゆる今までの主張は、業者側に全面的に責任があるということで訴訟してまいりました。これによって、一番は100%認められたわけであり、この辺のところは、我々の立場をこれからも強く主張して、業者側に全面的にあると。このように考えていき、控訴の中でも、これを争ってまいりたい、このように思っております。そういう中で、あれだけの工事を安全だ、安心だということで、すぐ手をかけるというのは、非常にリスクを負います。そうなってくると、今私どもがとれる最大限の方法をとっていると。こういつて、私も慎重に顧問していただいている弁護士ともご相談申し上げながら、我々が今とれる最大限の取組をしていると、こういうことであります。この点、1つご理解のほどよろしくお願いいたします。次に、定住自立圏についてであります、これは地方における大幅な人口減少や急速な少子化・高齢化の進行が見込まれる中、都市部への人口流出を食い止めるため、「中心市」と「近隣市町村」が、相互に役割を分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、人口定住を促進する取組であると認識いたしております。笠置町と南山城村は、それぞれの事情に応じて、住民の生活向上のために必要であるとして進めておられる取組であると考えております。先ほど、ごみの問題とあわせて、学校教育問題とあわせて話しされました。ご案内のとおり、ごみの問題というのは、これは法律でもって、それぞれの市町村が責任をもって処理しなきゃならない。こういうことで、現在、焼却施設を東部連合の業務としてやっているわけであり、これは、市町村の法律で3町村の責務として残っているわけですから、これは3町村として今連合の中で責任をもって処理してくと、こういうものである。ただ、それはそこで一体とらえるか。それと、収集業務とかいろんな面においては、いろいろな考えがあります。そうしたことについては、それぞれ各町村の考えも残っている余地はあると思っておりますので、全てがこういった問題に残るとというのが第一義的ではありません。それと、もう一つは教育委員会ですが、こうしたところは、今の教育委員会のあり方というのは、非常に慎重に審議されてきて、こういつて、いわゆる3町村の連携した取組の中で教育水準を上げていく。そうして教育力を上げる。こういったものが、結果として連携することが大事だと。こういうもとの中で、連合に業務としてあるわけでございますので、私はこれも第一義的には連合である。このように考えているところであります。よって、岡田議員はもう連合は必要でないやないかということを言われました。私は、先に質問された北久保議員の中にもありましたですが、こういった3町村の共通した地域力、または教育力。そして文化、歴史。これは地域づくり。これから将来維持する連携まちづくりには、非常に重要な要素をもってあります。むしろ、こうした時代の流れの中では、こうした取組こそ重要だと思っておりますので、私

は広域連合は必要でないという判断はいたしておりません。むしろ必要であると、こういう認識をいたしております。以上、答弁とさせていただきます。

◎ 議長（畑 武志）

手仲副広域連合長。

◎ 副広域連合長（手仲 圓容）

岡田議員の質問にお答えをいたします。まず、テールアルメ擁壁変状に係る問題でございますが、連合長からご答弁をさせていただいた分野については、3首長ともこの答弁に共有をしております、重複することについては避けていきたいというふうに思います。議員おっしゃる、災害が起こったときにはどう責任とんねやと、こういう話であります、それってというのは、仮執行してちゃんと先に直せとおっしゃってるというふうに思いますが、現在、責任の所在を争う裁判で、高等裁判に控訴審をされているわけございまして、現在のところ、その審理が行われている中で、仮執行をしようということになりますと、裁判の行方は別として工事だけはやっていくということになります、この裁判の性質上、仮執行することについては非常にリスクも高く、裁判の結果を見て早急に措置をすべきであるということの認識にたっております。責任がどうとんねやという話ですが、災害が起こらないことを祈るしかないというふうに思っております。それから、定住自立圏についても、連合長の方から答弁をさせていただきましたけれども、特に私の方からは当事者として、細部にわたって説明をさせていただきたいなというふうに思います。ごみや教育の問題が、定住自立圏で連合以外でやるんやったら、連合の意味がないやないかと、もうやめてしまえというような言い方でございますけれども、基本的には、連合でやってる業務とは別の角度の話をしております。例えば、教育の問題については、義務教育ではなく、高校進学を選択肢を広げようという問題で、伊賀市との連携の中で進めているものであります。ですから、選択肢を広げていこうということについては、連合にはかかわってくるかと思っておりますけれども、教育の中身を模索しているのではなくて、高校の進学の進路を広げたいという思いから、伊賀市の方に進学路線を広げようということ、今後その協議をしていこうということになっております。もう一つ、環境の問題であります、南山城村と伊賀市は、境界を一にしております、伊賀市からちょっと入れば南山城村。村から一歩出れば伊賀市という状況にあります。そういった状況の中から、不法投棄の問題。あるいは、ごみのリサイクルの問題等を今後協議していくこととしておりまして、もう一つは、木津川が上流から村の方に流れておるんですが、そういう河川の流域の安全のごみ処理の問題等にもついて、伊賀市と連携をはかりながら、そういったことをうまく処理していきたいということを、この東部定住自立圏で、伊賀市との協定の中にうたわっております。その他の一般ごみの問題。あるいは、また一般教育の問題については、この伊賀市定住自立圏形成協定の協定書の中にはうたっておりませんので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。いずれにしても、生活圏が伊賀市であると

いう村の実情をご理解をいただいて、できることは伊賀市と連携をとりたいという思いで、広域連合と重複しない分で取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというように思います。

◎ 議長（畑 武志）

西村副連合長。

◎ 副広域連合長（西村 典夫）

岡田議員の質問にお答えをさせていただきます。テールアルメ擁壁の崩壊の危険性についてでございますが、今現実に雨水対策とか迂回路を設けて、できる限りの安全対策をやっている現状でございます。私たち連合といたしまして、できるだけこういうことに解決していくために、できるだけ早く結審していくような最大限を連合としてはしていかなければならない、そのようなことを考えております。定住圏につきましては、笠置町も今回、伊賀市と定住自立圏協定を交わして、これから具体的な連携をする取組内容を進めていっている途中でございます。町の基本的な立場は、広域事務組合、広域連合で行っております諸事業につきましては、しっかり枠組みを守り、発展させていく立場でございます。笠置町も人口減少がとまらなく、移住、定住を促していくため、今の現況で医療、福祉、生活の利便性が少しでも向上させていくため、伊賀市との連携を1つの手段と考えております。ただいま具体的な取組をするための共生ビジョンの策定を進めているところでございます。連携する業務の内容によっては、関係機関の調整が必要であると考えております。拙速にならず、慎重に取り組む内容をつくり上げたく思っております。つくり上げました取組の内容につきましては、皆様方から、なるほどこういう意味で伊賀市と笠置は連携をしていくんだなあと思っただけのような取組の内容を、必ずつくり上げていきたいと考えております。以上でございます。

◎ 議長（畑 武志）

7番、岡田勇議員。

◎ 7番（岡田 勇）

答弁の時間が長くなって、私の時間はもう5分しかありません。簡単にだけ言います。テールアルメの問題ですけれども、雨水対策もされてる。これはもう当然わかっております。だけど、私が申し上げたとおりに、雨水対策だけでは地震はこないという保障はありません。またくるかもわからないし、こないかもわからん。だから、どちらが大事なのか。裁判に勝って金を使うのが大事なのか。例えば、負けた場合は、どうされるんですか。負けても直さなあかんわけでしょ。私はそれを言うてるんですよ。後先をしっかりと考えてほしい。命が大事なのか、お金をもらってそれで直せという問題か。どちらかっていうことを、もうずっと言

い続けてきてますよ。だけど、あなた方はそれいっこうに耳を貸そうとはしない。だから、一審でも7年。これ二審になったら、また5年でしたかね。まだあと3年以上かかります。その見通しがはっきりできないでしょ。それだったら、直してくださいって私は言ってるのが1つ。まあまあ時間がないので。自立圏の問題ですけども、私は1度も反対してませんよ。連合長、副連合2人に。賛成ですよ。むしろ。だけど、ここへ至るその経過。それから、手順をちゃんと踏んでいただけてますかってこと。この経過によりますと、27年1月に、近隣自治体との調整ってあるんですよ。それがずうっときてますわ。伊賀上野と協議していろいろされてます。それから、議決が必要なために笠置も、それから南山城も、6月2日に事務担当と設立をして、そして、議会の議決ももらっておられます。これは、そんでいいですよ。別に何もあれじゃないんですよ。その間、連合にかかわる教育。ごみが連合にかかわるでしょ。予算もつくでしょ。それだったら、何で連合に話をしないんですか。うちはこういうこと考えておるので、連合とちょっと重なる場合もあるから、考えてほしいなんていうことを、私は新聞報道でしか知らされてないんですよ。それがいいのかどうかいうことは、皆さんに判断してもらったらいいいんですけどね。お互いルールの中で、仲間や3者は。それを2者だけは、自分の考えでいかれる。目的はそれは、もう別に批判はしてません。しかし、お互い3者は一心同体ですから、例え連合の議会にでも、議会その間されとるんですから、いやこういう考えでありますけど、皆さん理解をしてくだいてというのは、筋論とちやいますか。私それだけです。私が言うてるのは。それがなされてないいうことは、我々和束町だけが蚊帳の外なんですよ。笠置町も南山城村も、議会で議決してるじゃないですか。全く関係ないことなら、それでいいですよ。必ず予算が伴いますやん。そうすると、連合が必要になる。それだけを、私は危惧してるだけです。だから、ルールはルールで守ってほしいということです。ありません。時間が。

◎ 議長（畑 武志）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

私の方から、もう簡単にお答えをさせていただきます。これは、今質問いただけてますように、一定のアルメ擁壁完璧にしようと。天災にも避けられるような完璧にしようということになれば、何億というようなお金がかからなきゃならない。でも、やりかえなきゃならない。それほど完璧に。そういうことが、今できるかできないかっていうような問題あります。そうやって、今とれる方法は、最大限何だろうかということ、先ほど私申し上げましたように、弁護士とも相談しながら、そうやって慎重に今とれる最善の方法をとっているという、こういうことであります。そういう方法で今とっているというのが、1つであります。それと、連合のこの今言われている連合の議会と相談してないんじゃないか。基本的には、先ほど副連合長も答弁させていただきました。何を答弁されていたか。今はこの連合と中で業

務。この連合の業務というのは、なかなかこれ事務上でいうとかたいことを申し上げて恐縮ですけど、この連合の業務はそれぞれ皆さん方の各町村の議決を得て、京都府の認可を、承認を得て、そして連合の業務になります。その連合の業務の範疇内であれば、それはこの連合の議会で議論しなきゃならないと思います。私は、今連合長させてもらっておりますが、連合の業務の範疇内です。各町村の状況によって、今判断されている。そうやって、その範囲と重ならないというところが、先ほど副連合長の答弁にあるように、重なっていない。だから、そういう方法でとっておる。その点ご理解をいただきたい。このように思う。以上、答弁とします。

◎ 議長（畑 武志）

7 番、岡田勇議員。

◎ 7 番（岡田 勇）

今、連合長は範疇内っておっしゃいましたね。そうしたら、この協定書に生活学習活動の推進とかあるんですよ。文化スポーツ活動の振興。この連携をもって生活学習の企画運営をやっていかなあかん。ということは、すなわち生涯学習は範疇外ですか。連合長、外れますか。社会教育の一端ではないですか。なんで外れるんですか。それ言ってください。もうここに協定書がちゃんと文書でうたってはるんですよ。生涯学習について、うたってはるんね。ここらは間違いですか。そこだけ。時間がなかったら、また補正でも質問させていただきます。もう 30 分過ぎてる。

◎ 議長（畑 武志）

一般質問の時間が終わりました。お席へ行ってください。これで、岡田勇議員の一般質問を終わります。日程第 6、認定第 1 号「平成 27 年度相楽東部広域連合一般会計決算認定」についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

認定第 1 号「平成 27 年度相楽東部広域連合一般会計決算認定」についてご提案を申し上げます。平成 27 年度の決算は、歳入総額 8 億 2,146 万 9,027 円、歳出総額 8 億 1,365 万 7,445 円で、歳入歳出差引額 781 万 1,582 円の余剰金が出ております。歳出の主なものは、教育費で 4 億 7,874 万 1,574 円。53.84%。衛生費で 2 億 6,267 万 7,433 円。32.28%を占めております。本決算書につきましては、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、去る 10 月 20 日、廣尾正男様、藤木貞嗣様、両監査委員さんに決算監査をお願いし実施していただきました。よろしくご審議いただき、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（畑 武志）

続いて、議案の説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡潔明瞭にお願いいたします。井上会計管理者。

◎ 会計管理者（井上 浩樹）

失礼いたします。それでは、認定第1号「平成27年度相楽東部広域連合一般会計決算認定」の件につきまして、先の連合長からの提案説明と一部重複する部分もございますが、全体を通しまして、ご説明申し上げます。また、決算の各数値のうち、主要な項目につきましては、別冊の平成27年度の概要説明に前年度比較表、平成27年度実績データ等を記載しておりますので、順に、こちらの資料もご覧願いたいと存じます。それでは、決算書をご覧願います。平成27年度一般会計決算の内訳でございます。決算書の1、2ページに歳入の科目別内訳を記載しております。歳入合計、予算現額8億2,253万5,000円。調定額8億2,204万27円。収入済額8億2,146万9,027円。収入未済額57万1,000円。予算現額と収入済額との比較、マイナスの106万5,973円。3、4ページお願いいたします。歳出合計、予算現額8億2,253万5,000円。支出済額8億1,365万7,445円。不用額887万7,555円。予算現額と支出済額との比較887万7,555円でございます。以上が、一般会計決算総額の概要でございます。これらの事項別明細を決算書5ページ以降に表示しております。後ほど、主なもののみ説明いたします。それでは、前年度との比較、決算の分析内容などは、別冊の決算の概要説明に記載しておりますので、この後、説明は概要説明資料により行わせていただきます。それでは、概要説明資料1ページをご覧願います。歳入の決算額ですが、分担金及び負担金が、平成27年度は全体の82.56%を構成町村の負担金で占めております。それでは、主に前年度との増減幅が10%以上のものについて補足説明を申し上げます。まず、使用料及び手数料ですが、対前年比24.12%の減となっております。これは、南山城村高山ダムの流木の持ち込み量が、前年度に比べまして皆減したためであります。次に、国庫支出金でございますが、対前年比2,933.48%の増でございます。これは、学校施設環境改善交付金。具体的には、笠置小学校屋内運動場天井等改修工事に係る補助金事業が発生したためであるものでございます。次に、繰入金でございますが、400万円を財政調整基金から取り崩しを行ったものであります。こちらの財源につきましては、東部クリーンセンターの改修工事に充当しているものでございます。次に、繰越金でございます。対前年比39.76%の減となっております。これは、純繰越額が960万2,360円と、昨年度より減額となったためでございます。次に、連合債でございますが、対前年度比1091.53%の増。こちらにつきましては、平成26年度にも東部クリーンセンター等更新工事に充当するための借入れを行いましたけれども、引き続き平成27年度におきましても、クリーンセンター設備維持改良工事、あるいは、笠置小学校天井改修工事等に係る連合債といたしまして、総額7,030万円の借入れを行ったものであります。これらの合計といたしまして、8億2,146万9,027円でございます。前年度の26年度との比較は、1億1,369万70円、16.06%の増額となっております。以上が、歳入の内訳でございます。続きまして、2ページでございます。歳出の対

前年度比較表でございます。上段より、議会費でございますが、前年度対比で 67.01%の増となっております。これは、主に議事録の作成委託に係る費用の増加によるものでございます。続いて、民生費につきましては、平成 27 年度 1,032 万 8,294 円でございます。前年度の 26 年度との比較では 184 万 2,764 円、15.14%の減少でございます。これは、主に児童館費における備品購入費が、昨年に比べ減少したためでございます。続きまして、教育費でございます。平成 27 年度 4 億 7,874 万 1,574 円。26 年度 3 億 7,326 万 7,986 円、28.26%の増加となっております。これは、主に各小中学校の管理費、教育振興費が 26 年度に比べまして増加したためでございます。次に、公債費でございます。平成 27 年度 1,167 万 4,794 円。前年度 1,412 万 4,687 円。前年度対比マイナスの 244 万 9,893 円。17.34%の減少でございます。これは、一部クリーンセンターに係る償還が終了したため、減少したものであります。資料少しとんでいただきまして、資料の 29 ページ、30 ページには、連合債データを記載しておりますので、後ほどご参照ください。以上の結果、歳出合計は、平成 26 年度と比べまして、16.54%の増額となっております。以上が、大まかな歳入歳出の主要な科目にございます前年度との比較を含めました概要でございます。続きまして、概要説明書の 2 ページ下段、年度別一般会計決算状況表でございます。平成 22 年度から 27 年度までの状況を掲載しております。続きまして、4 ページ以降の説明を行います。概要説明書の 4、5 ページにつきましては、一般会計歳入歳出決算の 27、26 年度対照表でございます。6 ページにつきましては、22 年度からの歳入歳出の款・項・目の款別の年度ごとの推移となっております。7 ページにつきましては、負担金・分担金の年度ごとの推移となります。10 ページをご覧ください。こちらの方につきましては、一般廃棄物処理手数料、26、27 年度の実績の比較表となっております。以降、8、9、11、12、13、14 ページにつきましても、東部クリーンセンターの 27 年度実績をそれぞれ記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。続きまして、15 ページでございます。教育費の歳出決算状況を、平成 22 年度から記載しております。また、16 ページから 28 ページまでの項目につきましては、平成 27 年度の教育委員会活動実績を、参考のため添付しております。これにつきましては、後日、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」として評価を加えました冊子ができ次第、ご配布させていただけるというふうに聞いております。29、30 ページは、先ほど申し上げました連合債の償還年次表を添付しております。以上が、決算の概要説明資料になります。それでは、決算書に戻っていただきたいと存じます。決算書の 5 ページ、平成 27 年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書の方をお願いいたします。1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金、4 億 6,065 万 4,000 円。これは、備考にも記述しておりますように、各町村からの負担金でございます。続きまして、2 項分担金、1 目分担金、2 億 1,752 万 1,000 円。こちらにつきましては、東部クリーンセンターに係る分担金でございます。2 款使用料及び手数料。8 ページをご覧いただきたいと思います。2 項手数料、1 目手数料、収入済額が 1,791 万 3,920 円。収入未済額が 54 万 8,400 円となっております。こちらにつきましては、東部クリーンセンターへ持ち込まれたごみの手数料でございます。

収入未済額といたしまして、東部じんかい処理組合から承継した分が2件あります。平成27年度に9万円の納付がありましたが、いまだ完納には至っておりません。引き続き徴収に努めてまいりたいと思います。続きまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目教育費国庫補助金679万5,000円。1節小学校費国庫補助金、学校施設環境改善交付金として、これは主に656万7,000円が収入となっております。4款府支出金、1項府補助金、1目教育費府補助金1,140万910円。主な収入といたしましては、未来づくり交付金がそれぞれの項目に充てております。内容については備考のとおりとなっております。少しページをめくっていただきまして、13ページをお願いいたします。8款諸収入、1項雑入、そのままめくっていただきまして、15ページをお願いいたします。1目雑入、1,845万5,909円。収入未済額2万2,600円。主に南山城給食センターに係る給食費及び南山城保育所への給食委託分が大きいところでございます。収入未済額につきましては、南山城村給食センターの給食費の分でございます。めくっていただきまして、17ページ、18ページをお願いいたします。歳入合計、収入済額8億2,146万9,027円、収入未済額57万1,000円となっております。続きまして、19ページをお願いします。歳出でございしますが、主なもののみ申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4,744万4,831円。主なものといたしましては、22ページをお願いいたします。12節役務費のネットワーク回線経費としまして、139万4,652円。デジタル疎水ネットワーク回線経費99万5,328円。これにつきましては、3町村及び連合のネットワーク回線費用となっております。毎年の支出となっております。続きまして、26ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費、支出済額が1,002万9,710円。めくっていただきまして、28ページ。19節負担金、補助及び交付金741万8,735円。主なものといたしましては、備考欄にもございますとおり、722万5,735円。これは笠置町派遣職員人件費分の返還分でございます。4款衛生費、1項環境費、1目環境総務費918万7,440円。主なものとしましては、30ページをお願いいたします。19節に負担金、補助及び交付金86万2,000円が計上されています。支出しております。これにつきましては、施設運営協力金としまして、下島区に50万円。近隣茶農家に30万円。大阪湾広域臨海環境整備センターへの負担金などでございます。31ページをお願いいたします。4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費2億254万5,692円。11節の需用費、クリーンセンターに係る需用費3,185万1,738円。こちらの主なものにつきましては、バグフィルター用助剤、消石灰等薬品購入代、ゴミ袋代等でございます。13節委託料1億7,052万6,514円。詳細につきましては、備考のとおりとなっております。1款衛生費、2項清掃費、3目施設整備費4,489万7,635円。めくっていただきまして、33、34ページ。13節委託料811万1,916円。内訳については、備考のとおりとなっております。続きまして、5款教育費、1項教育総務費、2目事務局費7,241万6,464円。主なものといたしましては、36ページをご覧ください。19節負担金、補助及び交付金6,178万332円。派遣職員に係る人件費分返還となっております。内訳は備考のとおりでございます。続きまして、37ページ。4款教育費、2項小学校費、1目笠置小学校管理費6,126万5,416円。主なものといたしましては、42ページ

をご覧くださいと思います。15 節工事請負費 3,891 万 4,560 円。笠置小学校屋内運動場天井等改修工事となっております。めくっていただきまして、19 節負担金、補助及び交付金 223 万 4,651 円。こちらにつきましても、人件費の返還分 212 万 5,791 円が主なものとなっております。続きまして、2 目和束小学校管理費 4,589 万 2,687 円。めくっていただきまして、47、48 ページ。15 節工事請負費 813 万 240 円。和束小学校上下水道接続工事となっております。18 節備品購入費 1,393 万 8,683 円。そのうち 1,242 万円の分につきましては、公用車の車体購入に係る費用でございます。スクールバスでございます。続きまして、3 目南山城小学校管理費 2,969 万 458 円。めくっていただきまして、49 ページ、50 ページ。13 節委託料 1,175 万 6,862 円。51、52 ページをご覧ください。バスの運転業務委託料の備考欄にありますところの 848 万 9,124 円が主なものとなっております。続きまして、4 目笠置小学校教育振興費 767 万 8,589 円。めくっていただきまして、54 ページ。18 節備品購入費 530 万 5,743 円。こちらにつきましても、P C 教室用備品購入費の 394 万 2,000 円が主なものとなっております。続きまして、5 目和束小学校教育振興費。めくっていただきまして、55、56 ページ。18 節備品購入費 1,097 万 4,606 円。こちらにつきましても、P C 教室用備品購入費の 918 万円が主なものとなっております。続きまして、57、58 ページでございます。6 目南山城小学校教育振興費 1,336 万 2,800 円。18 節備品購入費の 929 万 9,015 円。めくっていただきまして、59、60 ページ。こちらにつきましても、P C 教室用備品購入費の 777 万 6,000 円が主なものとなっております。次に、3 項中学校費、1 目笠置中学校管理費 3,824 万 9,582 円。めくっていただきまして、63、64 をお願いいたします。19 節負担金、補助及び交付金 750 万 7,162 円。主なものといたしまして、備考欄にもありますが、710 万 4,278 円の南山城村職員人件費分の返還でございます。次に、67、68 ページをご覧ください。3 目笠置中学校教育振興費 1,993 万 4,866 円。めくっていただきまして、70 ページ。18 節備品購入費 1,414 万 8,582 円。こちらにつきましても、P C 教室用備品購入費の 1,323 万円が主なものとなっております。続きまして、4 目和束中学校教育振興費 2,049 万 5,817 円。めくっていただきまして、72 ページをお願いいたします。18 節備品購入費 1,072 万 2,198 円。こちらにつきましても、P C 教室用備品購入費の 1,015 万 2,000 円が主なものとなっております。続きまして、73、74 ページをお願いいたします。5 款教育費、4 項社会教育費、1 目社会教育総務費 1,708 万 2,224 円。主なものとしましては、76 ページに、13 節委託料、その他委託料 122 万 6,000 円とございますが、主なものにつきましても、笠置町青少年健全育成業務と次世代体験推進事業で 122 万 6,000 円が計上されてるものとなっております。引き続き、19 節負担金、補助及び交付金 388 万 2,715 円。補助金 380 万 9,865 円の内訳につきましても、和束町人権教育推進協議会 15 万円、和束町青少年育成委員会運営補助 25 万円、和束町子ども会運営費補助、和束町高校等通学補助などで 259 万 8,865 円。南山城村文化協会団体活動補助金 63 万円。南山城村子ども会補助金 13 万 5,000 円。東部ブロック P T A 連絡協議会補助 4 万 6,000 円などがございます。続きまして、77 ページをお願いいたします。5 款教育費、4 項社会教育費、3 目文化財保護費 114 万 6,511 円です。

80 ページの 13 節委託料の 31 万 4,280 円。その他委託料の内訳につきましては、笠置山行在所跡地清掃業務委託として 24 万 9,480 円。笠置山六角堂跡清掃等管理事業に 6 万 4,800 円の内訳となっております。19 節負担金、補助及び交付金の補助金 40 万 5,000 円の内訳につきましては、春光寺への補助金が 18 万円と、田山花踊り補助 9 万円、六所神社補助 13 万 5,000 円の合計額となっております。続きまして、5 款教育費、5 項保健体育費、1 目保健体育総務費 407 万 9,650 円となっております。19 節負担金、補助及び交付金、207 万 1,600 円のうち、補助金 204 万円の内訳につきましては、笠置町体育協会・グラウンドゴルフ・ゲートボール合わせて 40 万円。和束町体育協会 27 万円、府民総体補助 20 万、南山城村体育協会・体育振興会合わせて 117 万円となっております。続きまして、5 款教育費、5 項保健体育費、2 目給食業務事業費は 7,268 万 6,824 円となっております。主な支出といたしましては、82 ページをお願いいたします。13 節委託料 2,264 万 4,118 円。学校給食調理業務 2,068 万 4,160 円。これにつきましては、南山城村学校給食センターの業者委託料でございます。めくっていただきまして、83、84 ページ。15 節工事請負費 295 万 4,880 円。こちらにつきましては、和束町給食センター床の修繕工事費でございます。18 節備品購入費 549 万 5,828 円につきましては、和束町給食センターの蒸気式食器洗浄機の購入等でございます。19 節負担金、補助及び交付金 1,358 万 178 円。主な支出につきましては、和束町給食センター職員 2 名分の人件費返還分となっております。6 款公債費、1 項公債費 1,167 万 4,794 円。こちらにつきましては、決算の概要説明で述べたとおりとなっております。それでは、最後に 85 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書を報告いたします。1、歳入総額 8 億 2,146 万 9,027 円。2、歳出総額 8 億 1,365 万 7,445 円。3、歳入歳出差引額 781 万 1,582 円。実質収支額 781 万 1,582 円となります。以上、簡単ではございますが、決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようよろしく申し上げます。

◎ 議長（畑 武志）

ここで、決算監査報告を求めます。監査委員、廣尾正男議員。

◎ 10 番（廣尾 正男）

藤木監査委員と 2 人で、10 月 20 日、平成 27 年度の決算監査を実施した結果、次のとおり決算審査意見を取りまとめましたので、報告をいたします。審査の対象は、平成 27 年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算及び関係書類。審査の日は、平成 28 年 10 月 20 日。審査の結果、審査に属された平成 27 年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算及び関係書類は、いずれも関係法令に遵守して作成されており、計数は正確で内容も適正であると認められます。決算の概要については、皆さんに配布しておりますが、1 ページから 14 ページに歳入歳出の款項別に記載していますので、よろしくお願いしたいと思います。それから、審査の意見でございますが、審査意見書を添えております。それを抜粋しまして、限られた

財源をいかに効率的に計画的に使っていくか、絶えず検討を加えることをお願いしたいと思います。それと、構成町村の財政事情を常に意識しながら、将来を展望した財政運営に努めていただきたいと思います。それと、少子高齢化により、児童数、生徒数が年々減少しているので、いろんな弊害が危惧されるので、各学校のあり方など、今後の方向性を早急に検討されたい。東部クリーンセンターのごみの搬入量 1,944 トンで、前年度より 164 トン減少しております。東部クリーンセンターは、創業開始から 17 年経過し、施設は老朽化が進行し、安全面や環境面への影響が懸念される箇所の補修に、多額の経費が不可欠となっています。さらに、地元との公害防止協定により、使用期限が残すところ 3 年となっております。平成 25 年から検討されているごみ処理検討委員会の結果報告に基づき、費用対効果の面も十分考慮し、相楽東部におけるごみ処理の今後の方向性を決定することが急務であり、早急にされるよう強く望むものである。以上、決算審査意見といたします。

◎ 議長（畑 武志）

監査委員より決算監査報告が終わりました。会議の途中ではございますが、ただいまから 1 時まで休憩いたします。

（休憩 11：55～13：00）

◎ 議長（畑 武志）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより質疑を行います。4 番、岡本正意議員。

◎ 4 番（岡本 正意）

それでは、決算について質問させていただきたいと思います。まず、先ほど一般質問の中で、いわゆる広域連合の存在意義といますか。もうなくしてしまってもいいんじゃないかというような議論がありました。広域連合ができてから、7 年、8 年ということでもありますけども、そういった議論が出てきたことは、私は大変大事なことだと思っております。広域連合をなくすかどうかは別にいたしましても、少なくとも、私は教育委員会の事務については、各町村の事務に戻すべきだというふうに常々言っておりますし、今でも思っております。そこで連合長にお聞きしたいんですけども、昨年のこの場でも、26 年度の決算のときにもふれましたけども、こういった合併もしていない中で、広域連合という形で教育委員会を運営しているようなケースが、全国にあるのかというふうに言いまして、ないということでありましたけども、あれから 1 年たちましたけども、そういったケースというのは、この 1 年で生まれたんでしょうか。どうですか。

◎ 議長（畑 武志）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

お答えいたします。私の知る限りにおいては、新しく生まれたというケースは聞いておりません。

◎ 議長（畑 武志）

4 番、岡本正意議員。

◎ 4 番（岡本 正意）

教育委員会の議論の中でも、そういったケースはないっていうことで議論もされておりますので、確かだと思います。先ほど連合長が、そういう解散してはどうかみたいな話の後に、これからも続けることは必要だというように言われましたけども、少なくとも、教育委員会という事務については、連合発足以来、全国にそういった例っていうのは生まれておりません。これはやっぱりなぜなのかということだと思うんですね。それやはりこの相模東部広域連合の教育委員会の統合というのが、いわゆる教育を扱うっていう意味での理念がないからだと思うんですね。いわゆる単に財政の都合で統合したというのが経過ですから、そういった理念が全くないと。やはりどの自治体も全国ですね。小さい自治体もたくさん残っておりますけども、どこも財政は大変ですよね。ですけども、やはり教育というのは、各市町村のやはり大事にしくちゃいけない事務だという最低限の行政としてのモラルというものが働いて、広がっていいじゃないかと、私は思っております。そういう点では、やはりああいった議論もあったことが大きな機会ですから、せめて教育委員会はもとの各町村の事務に戻していただくように、これは真剣に検討いただくことを、まず要望しておきたいというふうに思います。そこで、私こういう広域連合で教育委員会を運営するっていう点で、大変連携のなさといいますか、欠如っていうものが、大変 27 年度にそれ思うようなことがあったと思います。それは 7 月の議会でも指摘してましたけども、平成 27 年度において、和東町の防災計画が見直しされました。そのときに、和東中学校が今までなかったんですけども、施設も避難所に指定するっていうことが行われました。しかし、それが平成 27 年の 5 月です。しかし、それから 1 年以上たった、この 6 月によく学校現場も、そして教育委員会も、初めてそれを知ったという状況が明らかになりました。これは、たまたま私がこの和東町の一般質問の準備をする中で、確認のために学校現場の方にお聞きしたら、そんなん知りませんでしたということがあって、私も初めて知ったわけですね。そのときに。そういうような、ある意味そこで確認しなかったら、もしかして今もわからなかったかもしれないと、こういう状況は大変重大な事態だったと思うんですが、連合長として、和東町長も兼ねておられますけども、なぜこのようなことになったのか。どのように総括されてますか。

◎議長（畑 武志）

堀連合長、答弁。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

1 つには、和東町の防災計画と連合側の教育行政の間に、今言われたように、ご指摘いただいているようなところに連携のちょっととれてない。こういうことかなということで、こうしたことによって、いわゆる目指しておる岡本議員は、もうそういった教育委員会はいいいんじゃないかっていう。私、3つの点で、やっぱり今までやってきた問題っていうのは、大事な問題なんです。まず岡本議員が言われたように、やっぱりそれぞれ町村のそういうのの理念とか考えがあって、それを活かして教育行政は進んでくものですので、和東小学校、笠置小学校、南山城小学校、それぞれの地域に根差した、いわゆるいい点を伸ばされておる。そういう意味では、予算上は100%それぞれの地域の予算で運用しております。そういうことで、今言われたように連合というのは、皆まとめてしまって1つにするんやなしに、その地域のそのままの方針を伸ばしていこうというのは、そこには生かされております。もう1つ考えていかなきゃならないのは、教育委員会1本になりますと、いわゆる先生方の人材養成するときに、もう皆さん転補ということと移動とがあるんですが、今まで教育委員会ですと、その場にしたら村長が和東町に来られる場合、村の教育委員会から和東の教育委員会に来られますから、大きくこれ教育委員会の関係でちょうどまがります。今はそうして一旦和東町へ来たら、今度南山城へ迂回するという保障も何もない。だから、小学校が1つあるときには、なかなかそういう要請していけないもんで、やっぱりその小学校で転補のできるような環境をつくらなあかん。木津川市の小学校もたくさんなってますから、そこで確保されていくだろうと、そういうことで、その方針がきちっとその地域の方針が運営していけるという。それは、大きくなっていかなきゃならん。それと、今言われましたように、こういう小小連携とか、小中連携のように、こう小規模ならではないもたない教育というのがあるわけです。それを求めていこうとすれば、こういう形をとっていくというのもある。だから、よそがやられておるのは、もういい。連合やったら、もう連合立。予算も1本にして、もう全ていっているというところだと思いますが、今回のこの連合は、いわゆる南山城小学校は、南山城小学校の方針のもとに100%その予算で執行されてます。和東町もそう。だから、そこに言うならば、お互いに先ほど給食センターも出ておりましたように、そういったところの違いも出てくるかわかりませんが、その違いがまた地域に根差しているいい面であるかもわかりません。そういうことで、いいところを伸ばして今やってきた問題でありますので、こういうやり方というのは、全国でもないと思います。そういうことを、今の岡本議員が言われたように、1つの連携のうちの例を挙げていただきました。そのことによって、こうした方向まで否定してしまうというのは、非常に問題というよりも重要なことだと思いますので、これはこれとして反省し、やっぱりそういうことのないように、これから進めていかなきゃならない。私は、そのように考えております。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

4 番、岡本正意議員。

◎ 4 番（岡本 正意）

先ほちょっと私の質問に答えていただけてないと思うんですね。ほとんど9割。9割5分。9割8分まで、私はそういう質問をしておりません。なぜそういう、そのあつてはならないことが起こったのかってことを、どう総括されてますかっていうふうに聞いただけなんです。今言われたように、いわゆるその各町村がお金を出して、教育委員会を運営していると。そういう大変身近な密接な関係があるはずなのに、なぜそういう重要なことが学校現場にも伝わらない。そして、教育委員会にも伝わらない。いうことが、決めてから1年以上もたっても、まだ何も伝わってないということが、なぜ起こったんですかっていう、そこはどう総括されてますかっていうことを聞いてるんです。その辺答えてください。

◎ 議長（畑 武志）

堀連合長、答弁。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

私はお答えしたつもりです。いわゆる連携がとれてなかったということだったと思ってます。だから、それはなつてはならんことだと反省もしております。しかし、そのなつてはならんことが起こって、私たちが目指している連合の教育行政まで影響すると、これは大変だということで、先ほど1番先にご質問がいただけておったものですから、それと絡めてご説明をさせていただき、このように理解しております。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

4 番、岡本正意議員。

◎ 4 番（岡本 正意）

だから、そういう連携ができなかったのはなぜなのかっていうことを聞いてるんであつて、連携できなかったのは結果でしょ。だから、やはりそういうことがね。じゃあ、もう連携できなかったからです。だから、これからは連携します。これ誰でも言えることですよね。連合長は、今回のこの状況は、どういうふうに出ておられるのかってことなんです。先ほどそのテールアルメの問題もそうですけど。災害起きたらどうするのか。先ほど副連合長は、災害が起きないことを祈るしかないとか言われましたよね。大変無責任な、私は答弁だと思うんですよ。それと同じで、この1年の間に、例えばこういう大きな重大な地震なり災害が起こったときに、あそこに避難所が避難所として認識されていないっていうこと

がある中で、もしそういうことになった場合、どうなるかってことですよね。避難所というのは、もうよくご存じだと思うけども、やはり住民の方。また、そこで学んでいる子どもたちなどの命。また、安全確保といったものを行うところですよね。そういうところが、現場としてちゃんと認識されていない。また、それを指導していただく教育委員会も知らないということが起こってるときに、もし重大な災害が起きた場合に、じゃあどうなるのかっていうことなんです。そこの重さっていうものを、先ほどの連合長の答弁では、いや連携できなかっただけです。今これから連携しますと。それだけで済まそうとされているっていう。これは、広域連合の教育委員会を統合するときの議論の中で、私も覚えてますけども、いわゆるデメリットとして、そういうやはり連携の悪さ。また、そういうそれに伴う危険とか。そういう安全を脅かされるということがあるんじゃないかというふうな話がえられておりました。まさにこれだと思うんですね。そういったことが起こってることに對して、十分な総括もされていないし、反省もされていないと思うんですね。大変重大だというふうに思いますし、2度と起こさないっていうことは当たり前ですけども、やはり十分に反省していただいて、私はこれだけ1つとっても、教育委員会をもとに戻すべきだと、私は思いますよ。それぐらいのことです。それで、次にもう少し具体的にお聞きしますけども、教育予算に関係しますので、教育委員会にお聞きしますけども、決算の中で、いわゆる各教育振興費、小学校、中学校等いろいろと予算を組んでいただいております。その中で、本当に十分に現場のいろんな経費。必要経費というものが反映されているんだろうかっていうことを、思わざるを得ないんですね。といいますのは、平成27年度の和束中学校のPTAの決算の状況を見てますと、例えば、1年生の教室の壁かけ扇風機とか、それから、グラウンド整備とか、明らかにこれは本来学校がちゃんとすべき問題ですよ。そして、教育委員会がちゃんと予算をつけてすべき問題だと思うんです。これだけじゃありませんよ。ほんで、これは27年度に限らず、それ以前も含めて、やはり本来これは学校の予算で組むべきさまざまな備品であるとかいうものが、PTAの予算から出されている事実がございます。これは、やはり学校にお金がないんだろうか。予算が足りないんじゃないんだろうかという疑念といいますか、心配といいますか。いうものをもたざるを得なかったんですね。その辺、教育委員会として、本当にこれ学校に対する必要経費を、ちゃんと保障していただいているのか。いかがですか。

◎ 議長（畑 武志）

竹谷教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

お答えいたします。学校予算につきましては、学校から予算の要望を受けまして、教育委員会で査定を行います。それを連合の総務課の査定を受けて、各構成団体の財政担当課のヒアリングを受けるという流れで決まってまいります。学校からは、所要額、必要なものを全て予算要望をしていただいているというふうに考えて、ヒアリングの方をさせていただいて

おります。今回、ご指摘いただきました案件につきましては、予算のヒアリングのときに出てなかったものでございます。今後につきましては、学校にも予算要望の際には、今後の予算つくかどうか心配なことも含めて、要望はしっかりとってほしいというふうに、話をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

◎ 議長（畑 武志）

4 番、岡本正意義員。

◎ 4 番（岡本 正意）

ぜひ現場の方が必要経費を必要経費として、教育委員会に素直にといたら変ですけども、要望できるような予算折衝をしていただきたいと思いますし、こういった要望があれば、ぜひ答えていただきたいと思います。これはもう参考にまで言うておきますけども、例えば、生徒会の活動っていうのは、これは教育活動の一環だというふうに思いますけども、こういった生徒会活動の、私も保護者になって初めてわかりましたけども、活動予算っていうのは、一体どこで賄われてるのかっていうふうに思いまして、生徒会の予算等をちょっと見せてもらったんです。そしたら、その収入っていうのは、全て保護者負担の生徒会費だけで賄われてるんですね。教育活動なのに、別に親が負担することはやぶさかじゃないとしても、全くそれ以外の予算が組まれてないっていうのは、一体どういうことなんだろうかっていうふうに思ったんですね。ですから、やはり教育活動全般について、教育委員会として目を配っていただいて、必要な予算をしっかりとつけていただきたいと思いますというふうに要望しておきたいと思うんです。次に、教育費の負担の関係なんですけども、いろいろと修学旅行の補助であるとか。例えば、検定関係の補助であるとか。いろんな形で補助をいただいていることは、大変ありがたいというふうに思っております。ただ全体として、義務教育という範疇の中ではありますけども、大変子どもたちや保護者への負担が大きいというのが実際です。例えば、この 27 年度の決算を見てみますと、例えば、漢字検定、英語検定の全員受講ということで、公費で援助していただいております。これ合わせますと、30 万ほど和東中学校の関係では予算を組んでいただきまして、これは悪いとは言いませんけども、ただこういった予算がつけられるのであれば、日常的な教材費やテスト代。修学旅行の費用。または、卒業アルバムのアルバム代とか、校外活動等の負担にこそ、優先的に軽減補助を、私はやっぱりしていただきたいなあとというふうに思っております。そこで、そういう点では、やはりそこをご配慮いただきたいわけですけども、そういう意味では、そういう予算があるのであれば、例えば、小学生の修学旅行の費用を全額補助にする等は、十分できたんじゃないかと思うんですよね。27 年度においても。その辺ご見解はどうかということをお聞きしときたいというふうに思うのと、もう 1 点、その英語検定については、いわゆるご存じとは思いますが、3 級以上を受験する子どもたちについて言えば、一次試験、二次試験っていう状況になっております。一次試験を通った子は二次試験を受けて、初めてそこで合格して合

格になるわけですが、いわゆる二次試験を受ける際の必要な経費。また、交通費。そういったものについては、全く見ていただいております。これは、やはり全体的に全員に受けさせるということを、教育委員会なり学校の方針でしておられる以上は、最後までちゃんと責任もっていただきたいなというふうに思ったわけですが、その辺はそういうふうになってるのはなぜなのか。その辺説明いただけますか。

◎ 議長（畑 武志）

竹谷教育次長。

◎ 学校教育次長（竹谷 秀俊）

お答えいたします。最初の修学旅行の件でございます。修学旅行費につきましては、教育委員会の要綱に基づきまして、小学校で実費の約 50%。中学校では 30%を補助しております。保護者の負担軽減に努めているところでございます。補助額につきましては、相楽東部広域連合立学校修学旅行費等補助金交付要綱に定める上限額を交付しております。この補助金額は、山城管内の状況と比較しましても、同額、またはそれ以上となっており、補助金を廃止される自治体がある中、保護者に大変喜んでいただいております。小学校一人当たりの実費としましては、約 2 万 1,000 円のところ 1 万円の 47%。中学生につきましては、6 万円のところ 2 万円の約 33%の補助の状況となっております。あと、英語検定につきましては、英語検定につきましては、26 年度から公費受験を始めておりまして、27 年度、28 年度につきましては、全学年 1 年に 1 回公費で受験できるようにということで、予算を確保しております。全ての生徒が受ける機会をもって、目標を設定して頑張られるようにということで、中学校からのこれは英語教育についての重点的に取り組むということでの要望でございました。ご指摘のとおり、3 級以上の試験につきましては、合格された生徒の皆さんは、別会場での試験になります。二次試験でございます。これにつきましては、交通費と写真代等が発生してくるということでございます。今年度につきましては、学校から保護者へ説明をする際に、その分が十分されていなかったということを報告を受けております。学校の対応としましては、3 級以上の合格者につきましては、写真については学校で手配させていただいて、受験会場につきましては、学校の先生が送り迎えをする体制で対応するというところで報告を受けております。以上でございます。

◎ 議長（畑 武志）

4 番、岡本正意議員。

◎ 4 番（岡本 正意）

いわゆる英検については、説明があったかどうかという問題じゃなくって、やはり全員に受けさせて、そういう機会を与えるっていうのであれば、やっぱり最後までちゃんと

んな意味で責任をもっていただきたいということなんです。今回、今言われましたように、学校の方で、例えば学校で写真撮っていただいたりとか、あと行く場合の場所も、本来今回大和高田だったんですね。それを奈良の三条通りにある高校に会場を変えていただいたという経過がありました。一応、必要ならば送迎もしますというところまでしていただきました。そこまでできるのであれば、それを来年度以降もされるのであれば、そうしていただきたいというふうに、これは強く要望しておきたいというふうに思うんですね。それで、あと次に環境関係で1点お伺いしておきたいと思います。ちょっと他にも教育もありますけども、とりあえず環境の方にいきたいと思います。27年度の関係で、今先ほどから出てましてテールアルメの問題ですけども、いわゆる変状があるっていうことで、それを対策ということで雨水対策いうことをされたというふうに報告もありました。確か去年のこの同じ時期のときに、補正予算でそれを破損したので、それを修復すると。そういった関係予算が出たと思います。そのときに配られたやつがこの資料なんですけども、ちょっと確認をしたいんですけども、この写真を見る限りですけども、このテールアルメ擁壁及び建物周辺盛り土亀裂箇所に係る雨水対策工事ということで、こういうふうになってるから、やっぱ直したいんではないかというふうに言われたんですけども、この写真を見ても、そのときも言ったかもしれないけども、つい最近破れたっていう感じじゃありませんよね。要は、大分もうかなり破損して、ここまでやってきてやっと修復という感じだったんですけども、これいつごろからこんな状況だったんだろうか。27年度におけばね。なぜ12月というそういう遅い時期に補正予算組むっていったことになったのか。私、去年のここの場で、もう今おられませんけども、松本前町長がその話しされたときに、テールアルメのこのいわゆる地すべりの関係は、基本的に危険な状態にあるって言われました。ですから、やはり雨水対策等は大変必要なんだということで、補正予算出たと思うんですけども、ただこれこういう状態というのは、大変ずうっとほったらかしになってたんじゃないかっていう、そういうふうに疑念を思うんですけども、その辺どういう状況だったのかちょっと説明いただけますか。

◎ 議長（畑 武志）

波多野環境課指導員。

◎ 環境課指導員（波多野 幸雄）

この雨対策でございますけども、前回のときもちょっとご答弁させていただいたというふうに思いますけども、過去雨対策につきましては、平成19年。それから、平成23年。それから、平成27年でやらせていただきました。多分、平成27年のときの補正のときにその資料渡したんですけども、それにつきましては、23年度期にやっておきましたんですけども、恐らく一審も最終的には8年ほどかかりましたけども、もう終結する段階だというようなところでやっておりましたけども、かなりまだ裁判が延びるというような状況で、やっぱ調査しますと、あくまでもやっぱ雨が降った後での変動っていうのが目立つという形の中で、

もう一度それを修復してやりたいということで、皆さん今岡本議員さん持っておられる資料につきましては、多分平成23年のときのやった分での分でございます、逐次修理はしておるんですけども、変状がひどい。見られるということになって、その基礎になってる柱等は移動することによって、非常に崩壊してきてると。崩壊っていうんですかね。破れてきているというような中で、平成27年度は、やはりもう少し丈夫なもんだということで、材質も変えた形のものをやってきたということでございますので、ほったらかしって言ったらあれだけど、裁判のことですから、もう終結ということの目途の中で、最小限での雨漏りを防ぐためにやらせていただいたということで、今現在あるものにつきましては、材質も大分変わりましたんで、きちっとここ3年間のところでは、目的を十分に達成するような構造になってるということでございますので、確かにご指摘のとおり、なぜここまでほってたんだということになりますけども、やっぱ裁判の関係でございまして、そういう形になったというところでございまして、ご理解いただきたいと思います。

◎ 議長（畑 武志）

4番、岡本正意議員。

◎ 4番（岡本 正意）

ちょっと私も思い出したけど、いわゆる裁判の経過があるので、もう終わるだろうと思っていたけども終わらなかったんで、最低限の補修をしましたということだったと、私も思い出しました。けども、先ほどの地震とか、そういう災害というのは、そら先ほど副連合長が言われたような、こないように祈るしかないとか。ああいうふうに言って、まだそらいつくるかわからないっていう面がありますけど、雨っていうのは大概降りますよね。梅雨の時期もあれば、秋雨の時期もあって、台風もくれば、大変豪雨もあるという意味では、やはり1年前の補正については、そらやらなかったら大変ですから、それ自身はある意味賛成もしましたけど、ただやはりそういう意味では、やっぱ雨水の対策っていうのは、やっぱ裁判っていうだけで、やっぱり片づけられるもんじゃないと思うんですね。必ず降るんですから。だから、そういう点では、やはりちょっと対応として、まずかったんじゃないかというふうに、私は言わざるを得ないと思うんですけども、その辺、連合長いかがですか。

◎ 議長（畑 武志）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいま岡本議員からご質問ありましたように、この対策工事。この雨水の対策は、これは分けて対応している。雨水には、早くから対策工事を。雨水対策工事ですね。入れてやってきました。それでも確認すれば、やっぱりこう割れたりとか、不備が生じてきます

ので、これはやっぱり雨水は別に今質問されていますように、やっぱり避けていかなきゃならないと。こういう関係で、別に分けてやっているわけですから、そういう方向で処理していくと。こういうことでありますが、今は諸般の事情で、すぐ対応できるかというところは、なかなか対応できてない面もありますけども、そういう初期の目的を達成するために、やっぱり今後も気をつけてやっていきたい。このように思っております。

◎ 議長（畑 武志）

波多野環境課指導員。

◎ 環境課指導員（波多野 幸雄）

当然、裁判へ入る前は、雨水が原因で変状になったっていうことは、これ裁判が進捗したことによって明らかになってきたことでありまして、最初のときの19年の雨対策。これは、自発的にうちの方でさせていただきました。あとは、平成20年の11月。それから、平成24年の7月。平成26年9月に、現状調査をしております。コンサル入れて、変状の調査をしております。その変状の状況を見ると、これはあくまでも、やはり雨水の浸透が原因だということになりましたんで、それを受けて23年と27年度に。23年度は長引いたってことで、これ以上あかんっていうことで、雨対策を本格的にさせていただいたということでございますんで、当然、雨は降った。ああいうふうな変状の状態でなかったら、はっきりときちっとテールアルメが施工できてたら、雨なんていうのものは防げたはずですけども、変状になった原因が裁判を進めてる中で、やっぱり雨が原因だということの中で、本格的な雨対策をなさいというのが、私たちの考えでございましたんで、そういう形でさせていただきました。初めから雨が降ることはわかってましたし、地震とかそういうものにつきましては、十分に設計の中でやっていましたけども、それが原因で変状したということが明らかになった段階で、対策をとらせていただいておりますんで、わかり切ったことを何でほったらかしとったんだっていうことではないっていうことだけ、1つご理解いただきたいというふうに思います。

◎ 議長（畑 武志）

4番、岡本正意議員。

◎ 4番（岡本 正意）

ただやはり放置していたとしか思えないですね。そこはやはり裁判の関係もあるということで、結局裁判にある意味振り回されてる部分があるとは思いますが、ただやはり雨水っていうのは、先ほど言われたように必ず降るもんですから、それによって原因がはっきりした割には、大変対応が遅かったんじゃないかと思うし、昨年当時の松本連合長が危険な状態にあるって言われたこととの関係でいっても、やはりちょっと対応が不適切だっ

たんじゃないかというふうに、私は思いますので、そこは1つ大きい教訓にさせていただきたいというふうに思うんです。あと、最後にもう一度教育の関係で、1点だけお聞かせ願いたいんですけども、この間いわゆる各学校に巡回の図書館司書の方を入れていただいております。これ自身は大変いいことだというふうに思いますし、頑張っていたらとは思いますが、ただ大体今各校週1回程度の巡回というふうに聞いております。やはり限られた時間しかない中で、実際どのような活動をされているのか。この27年度で言えば、されてきたのかっていうことを、ちょっとご報告いただきたいと思いますし、私がやはりいろいろ現状を聞く中でも、なかなかやはり本の整理であるとか、また、限られた時間で若干の読み聞かせ等で、どうしても終わってしまうという状況もありますし、やはり司書の方の専門性ってものを、十分発揮していただくという意味では、やはりもう少し巡回頻度を上げていただく。かかわる時間を増やしていただくということが、27年度の見ても必要ではないかっていうふうに思っておるんですけども、その辺の教育委員会としての評価といたしますか、いうのはどうかとちょっとお聞きしたいと思います。

◎ 議長（畑 武志）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

この質問は、前回も受けたというふうに思っております。教育委員会としましては、現実週に1回、回ってもらっていて、例えば、新刊の紹介とか、あるいは、図書室経営。環境づくりですね。それから、図書室関係の新聞をつくったりとか。あるいは、また個別の読書相談にも乗ったりしてもらっております。現実、学校の方から今のところ、児童数の少ない、生徒数もそんなに多くないというところがありますので、学校現場の方から、とりあえず今1日を2日に増やせとか、3日にしてくれとかいうところは上がってきておりません。これはそろえる必要があると思いますから、また各学校の方の思いを聞きながら対応していきたいというふうに思っております。先の質問のことでもよろしいですかね。

◎議長（畑 武志）

どうぞ。

◎ 教育長（西本 吉生）

いいですか。先ほど岡本議員の生徒会費とか、PTA会費の使用の中身のことについてご指摘がありました。教育委員会として、生徒会費がどのように使われているかっていうのは、届けの何もありませんのでわかりません。ただ、生徒会費にしろPTA会費にしろ、これはそれぞれの組織の主体的、自主的な活動に当然使われるべきものであります。だから、おっしゃるようにPTA会員の方で、これは扇風機ですか。おっしゃった。それ学校の方か

らは、これ買いたいんやけど、教育委員会で何とかありませんとか、そういう相談を受けたら、当然うちも対応していきます。ということは、今のところPTAの会員さんが主体的にやられてるんじゃないかっていうふうに思っております。だから、生徒会費につきましては、先ほど言いました子どもの活動に当然使うべきものですから、実態を踏まえ、実態をまず教育委員会もつかみまして、これは他のところで使うべきだろうっていうのがありましたら、また指導を入れていきたいというふうに考えております。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

4 番、岡本正意議員。

◎ 4 番（岡本 正意）

もう最後にしますけども、いわゆる巡回図書司書の関係については、やはり週1回という配置では、やはり現場の先生方の授業であるとか、教育活動との関係でいっても、十分にやはりその専門性っていうものを發揮して活動していただけるっていう条件は、私はないと思うんですね。ですから、やはり大変進んだ自治体の教育委員会関係の司書の関係で言えば、やはり図書館をいつもあいているという状況で、運営されてるっていうところがあります。それをするためには、やはり常駐していただく必要がありますし、そういう中でこそいろいろな子どもたちのニーズや、また本との出会いや、先生方との連携。教育活動の充実というものにも、やっばつながっていくだろうというふうに思います。そういう点では、やはり今後教育委員会として、その辺の意義っていうか、意味っていうのもしっかりとらまえていただいて、早期にこういうときこそぜひ私は連合ならではというあれを發揮していただいて、連合管内の小中学校には、やはりそういった司書を全ておいて取組されてるっていう状況を、ぜひ私はつくっていただきたいということを、強く要望しておきたいと思います。とりあえず私からは以上です。

◎ 議長（畑 武志）

9 番、奥森由治議員。

◎ 9 番（奥森 由治）

9 番、奥森です。決算書に基づいて質問します。決算書 74 ページ。社会教育総務費の報償ですね。社会教育委員報酬 28 万 4,000 円。青少年育成委員 22 万 1,000 円。続きまして、ページ 78 ページですか。ここには、文化財保護費として、委員報酬 13 万 2,000 円。次に、80 ページですか。スポーツ推進委員の報酬等が支出をされておりますけども、これらの委員の活動実績についてお伺いをいたします。

◎ 議長（畑 武志）

中嶋生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（中嶋 孝浩）

奥森議員からご質問のございました各委員の活動の実績の状況についてご報告させていただきます。社会教育委員につきましては、構成委員、今各町村5名ずつ。あと学校代表から1名ということで、16名で構成しております。議長8,000円、委員6,000円の1回当たり定例会等の基本的な会議について、1回当たりその単価でお支払いをさせていただいてるものでございます。そして、昨年27年度の活動の状況につきましては、定例会4回。それと、各種研修会。あと、山城管内の研修会。あと、細かいところですが、各事業に係る取組の委員会等を合わせて23回会合等で開催をさせていただいて、ご出席いただいております。その全てに、全ての方がご参加いただくことも当然ありますし、役員の方だけがご参加いただく方。あと、ご都合でご参加いただけなかった方もおられますが、平均112名の方。1回当たり5名程度の出席というような状況になっております。次に笠置町の青少年育成委員さんの分につきましては、27年度の委員の方の実施回数としましては、総会から始まりまして、各種育成委員の会議が年に3回。あと、ちびっこまつりの事業です。あと、相楽少年ソフトボール大会の練習に向けた取組で、練習にかかわってご協力いただいたり、また、夏休み等の夏季休業期間の町内の巡回パトロール。あと、啓発活動の事業等々にご参加をいただいております。そういった事業にご参加いただいております。13名の委員さんがおられます。そのうち12名の方が一般の町内の方で、1名が学校の代表から構成されてるものでございます。あと、府の各種研修会等にもご参加をいただいているという状況でございます。次に、文化財保護委員さんにつきましては、文化財保護委員会の定例会が年間3回。その中に、研修会。特別な視察研修会等が2回ほど開催しております。あと、各委員さんのもち合わせということで、委員会議を3回程度開催をしております。あと、文化財の防火訓練等の立ち合いということで、各地域で、それぞれにご参加をいただいているという状況で、延べ49名の方がご参加いただいております。大きな事業としましては6回ぐらいで、それを平均させていただくと、1回当たり8名の方がご参加いただいているという状況で、構成委員につきましては、笠置町の文化財保護委員さんが6名、和束町の文化財保護委員さんが2名、南山城村の文化財保護委員さんが5名ということで、計13名で構成をしております。次に、スポーツ推進委員さんです。スポーツ推進委員さんにつきましては、全体で31名の方で構成されております。年間スポーツ推進会議等ございまして、それぞれの会合に合わせて研修会。各種会合と、あと各スポーツ推進委員さん主体の事業というのがございまして、それが子どものスポーツ交流会であったり、相楽スポーツのニュースポーツの交流会。あと、ニュースポーツ交流会。これは、大人を対象としたニュースポーツの交流会です。町村ごとの交流です。あと、スキー教室です。そういった事業がございまして、あと、府等のスポーツ事業にかかわる研修会等、会合もご参加いただいております。年間15回ほどの大きな会合。あと、細かい定例会とかについては、ここには含まれておりません。そ

れで、年間1万5,000円の委員報酬で、延べ参加者が87名で、平均1回当たり6人ぐらいのご参加をいただいているという状況でございます。

◎ 議長（畑 武志）
9番、奥森由治議員。

◎ 9番（奥森 由治）
ご説明いただきましたように、スポーツ推進委員さんは年額で1万5,000円やということになりますと、他の委員さんは日額6,000円。どうもお聞きをすると、スポーツ推進委員の活動費っていうのが、言うたら日額の委員さん2日で1万2,000円ですんで、2回出ただけで。ちょっと少ないんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺のご見解がどうですか。

◎ 議長（畑 武志）
西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）
日額と月額と年額とか、ちょっとばらばらなところがありますので、これにつきましておっしゃるように、基本的にやっぱり日額っていうところを原則にしながら、ちょっとこれから見直していかなんなどというふうには思っております。だから、中にはおっしゃるように、なかなか仕事の関係で出てこれない方もいらっしゃると思いますので、やっぱそれに見合った報酬という形で、ちょっと整理をさせてもらおうというふうに思っております。

◎ 議長（畑 武志）
9番、奥森由治議員。

◎ 9番（奥森 由治）
すいません。ちょっと参考までにお聞きをしたいんですけども、文化財保護委員の関係なんですけども、ご存じの方があるかと思えますけども、村で約70ヘクタールぐらいが大規模な開発計画がございます。まだ計画の段階でございますけども、その中にはハッチョウトンボの生息地であろうかというものもあるそうです。当然、これは府の文化財保護課の所管だと思えますけども、連合にあります文化財保護委員さんがおられるわけですけども、この辺の関係はどういうかわりなのか、ご説明いただけますか。

◎ 議長（畑 武志）
中嶋生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（中嶋 孝浩）

文化財としては、連合の指定文化財として、動植物等の天然記念物についての指定は、今現在ございません。奥森議員さんがおっしゃいましたように、京都府の文化財保護といった分で、南山城村で該当するような動植物の指定としては、ハッチョウトンボがございます。現状としましては、この関係する事務については、いわゆるハッチョウトンボのかかわる生息に係っての調査とか、保護に関係する事務につきましては、この教育委員会の窓口を通して、京都府に手続をする形にはなろうかと思いますが、今のところメガソーラの取組についての手続等については、こちらの方については、問い合わせはありましたけれども、現状ございません。あと、文化財保護委員会さんとしましては、この部分についての希少動物の調査とか、そういったところの実態調査については、今の 13 名の方の保護委員さん等に合わせて調査をしたことは、今現在はございませんが、今後そういったところの取組なんかも考えてはいきたいと考えております。

◎ 議長（畑 武志）

2 番、西岡議員。

◎ 2 番（西岡 良祐）

2 番、西岡です。決算関係について、2 点ご質問いたします。まず 1 点目は、概要説明書の 2 ページ。議会費が 67% 増になってるという説明で、先ほど議事録作成でいうことで説明ありましたが、どういう内容で変更が出たのか。それについてご説明お願いいたします。それから、2 点目は。

◎ 議長（畑 武志）

西岡議員、1 つずついきましょう。

◎ 2 番（西岡 良祐）

1 つずつ。はい。わかりました。

◎ 議長（畑 武志）

由本総務課長。

◎ 総務課長（由本 好史）

議会費の関係で、26 年度につきましては、議事録の作成を業者委託に出しておりませんでした。当初から議事録の作成につきましては、業者委託をしておったんですが、そういったことで、27 年度は業者委託をさせていただいた関係で、議事録の作成委託が発生した関

係で、こういった増になったものでございます。

◎ 議長（畑 武志）

2 番、西岡議員。

◎ 2 番（西岡 良祐）

わかりました。作成を業者委託にしたということで、前年度より増えたと。それでは、次 14 ページ。これ今後の課題ということで、先ほどから一般質問でも出てましたけども、東部クリーンセンター。これの問題ですけども、これ費用対効果の面も十分に考慮し、新たな廃棄物処理体制の方向を決定することが急務であるということがうたわれております。これうたわれております。そして、先ほどの監査報告の中でも、この 15 ページでゴミ処理検討委員会の結果報告書に基づき、費用対効果の面も十分考慮し、相楽東部におけるゴミ処理の今後の方向性を決定することが急務であるということを指摘されております。これは、私も去年のこの監査報告でも述べておられたと思うんですけども、それに伴いまして、あれ何月やったかな。10 月やったかな。全員協議会等を開きまして、一応この話が検討委員会の報告の結果報告がありました。その中で、6 項目ほどの今後の処理方法ですね。それが出てたと思うんですけども、その報告があって、その後、これを早くもうあと 2 年半なるんで、早く進めていかなければならないという話が出てまして、まず地元からの説明から入っていかなければならないということで、地元への説明を至急に行いますということになってたと思うんですけども、その後の経緯を答弁してもらえますか。それと、今後どういうようにやってくのか。それと、最終的。あと 2 年半ですので、まずその検討委員会の結果を、どの方向に決定するというのは、多分その協定の切れる 1 年前ぐらいにできるのが 1 番ベターじゃないかなと思うんですけども、その辺の工程計画も合わせて答弁願います。

◎ 議長（畑 武志）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。これは西岡議員も言われますように、今後のあり方については、検討委員会にも学識経験者も入って、そして検討いただきました。そして、それは今後考えらえる可能性についての意見をいただきました。そうすれば、この意見をもって、どのように進めていくべきか。このようなことであります。まず大事なことは、あと 2 年余りで切れる下島区ですね。地元によっぱり真摯に対応していかなきゃならない。こういうことであります。まず今も言われましたように、早急にきっと地元と話をしていくと。こういう連携のもとに、行ってもなかなか真摯なところがなければというところがあって、そこの一定整理を今しているところであり、東部として

今まで課題が残っておったものは、全てそのうまくできるような環境ですね。整備ができるだろうか。感情的なもん残ってないだろうか。いろんな今まで宿題がどうだったのかとすると、今東部としては一定整理ができたものは、あとは和束町としてやらなきゃならない問題も残っておったもんですから、今和束町の方できちっと今整理をしています。それをもって、地元と話をまずしていくことが大事。これがまず今言う1番最初の話。そして、この真摯に話し合いする姿勢こそが、次に左右するものであると思います。まず、先ほど朝の答弁でもさせていただきましたように、真摯な問題の入り口の1丁目1番地は、20年間でうち終わりですよ。あとは、よそですよ。これやっぱり守るという姿勢が真摯の第一歩でありますので、まずそのことで跡地の利用も含めて、話をしていかなきゃならない。そうなったら、私どもの次のやる方はどうなんだって、こういう話なんですけども、今もありましたように、検討委員会で入れていった何点かの、今ちょっともうさげてますけども、もうご案内のとおり何点かの報告いただいております。その中で1番、1歩進むというのは、やっぱり協定書を結ぶ。言われてるように、協定書を結んでいる内容からスタートするのが、当然だろうということで、これはもう私の連合長以前から、その方向というのは打診をさせてもらっていますが、これはもう相手のある交渉事であります。非常にこの交渉事の相手については、非常に今進んでいるときありますので、こういう時期というのは、適切な時期じゃないっていうことで言われておりますから、私たちもここもやっぱり真摯に対応していかないと、やっぱりお願いする立場ですから、それを尊重にさせていただきます。もしこれがあかんかったら、今あの中で何点か書かれているところありますので、手順を追わなきゃならん。それが遅れるようでしたら、真摯に地元と話ししてることを基盤として、延長もあり得るとか、そういう話もしてかなきゃならない。こういう話で、この交渉事、非常に相手のある話であって、いわゆる弾力的な考えをもって、柔軟な考えをもって対応していかないと、こうですよ、こうですよと割り切っていける問題ではないと思っております。しかし、全体的にきちっととらえて、前へ前進させていく。全て真摯な形を、原理原則に基づいてやることが、私は大事だと思っております。その意味で、今西岡議員言われたように、まずは最初はまとめて。そして、整理して、地元と話し合いさせてもらう。まずお礼から行かなきゃならない。このように思っております。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

今の連合長の答弁は、もう前回も聞きました。そこまでは、もう今そこまでいけてるでしょ。そやから、今あれ6項目の改定案が出て、1番有利なやつは、西部じんかいに入るやつが1番丸なってたんかなと思うんですけども、それはその方はその方で、また別の問題がありますんで、今現在とりあえず先、その延長問題が出るかも発生するかもわからんから、地

元のまず説明が先やという結論があつて、今現在に至っておるんですよ。そやから、もう連合長おっしゃったような先ほどの答弁は、整理できてなかったらいかんのじゃないんですか。それと、それやったらいつまでに、私今1年前までぐらいには結論を出さんとあかんと言ってますけども、その辺のちょっと工程的な考え方を示してください。

◎ 議長（畑 武志）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

今西岡議員の言われた中で、最初に大事なことを申し上げますと、交渉事は生きております。生きてる相手、その状況状況によって判断が違います。だから、答申をいただいてる、あの内容の中で、いずれかでおさめていきたいというのは、最初の目のつくところ。今申し上げた1番は、地元とまず話しなさいという話がある。そのためには、何が送れてるかというたら、単なる話し合いに行ったかて、何も相手に怒らすだけで行って、火つけに行くようなことはないです。やっぱり真摯な対応が大事。そのとき何だろうかという、向こうから疑問に思つてはるものを一旦もらつて、私今もらつてます。そして、今うちの連合でできることの整理をしました。そして、先ほど言いました和東町でやらなきゃならん問題もあります。それを今整合して、地元区へ入って説明すると。私は和東町、今時期。和東町って町政懇談会もっておりますから、それより先にやっていかないといかんのかなというように思っております。だから、こういうことで遅くらせているような気。すぐに行けるんです。あしたでも電話して行けるんですけども、それやなしに、やっぱりさっきの真摯。繰り返しますけど、真摯な対応が必要であります。それは、やっぱ相手とうまくコミュニケーションとれる形をとつて。それでない方、相手に応える立場ですね。それを今整理してると。もう東部連合の方は整理できましたよ。あとは町側ですよ。えらい重なって申し上げました。これをやってるということで、ほつてはおりません。最終の目標はどこかと言つたら、あの何項目か出てきました。あの何項目で舟をつけていきたいと。どれにいくかっていうのは、今申し上げるということは、まだ交渉の相手のある話ですから。もうこっちへ行くことが最初だったかて、こっちから行かなきゃならんと。おまえそっち行くのやったら、何でうち来てへんのやと、こんな話になりますから、これはちょっと私どもの考え方に委ねると、こう思いました。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

連合長がおっしゃってるのはよくわかるけども、そしたら、その整理の内容をちょっと説

明してください。どういう問題が出て、整理されてるのか。その内容について説明してください。

◎ 議長（畑 武志）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

これもこの議会で明らかにするということは、もう公表したと、こういう内容であります。相手とやっぱし時期がくれば、この話は一定話はあるとしても、もう少しその条件整備を詰めていく必要がありますので、私どもは全部が条件とは見ておりません。こういったことをもう少し詰めていかないと、全てがそうですよっていうのはなかなかありませんので、これはもう少し今やっているときでありますので、全てどやというのは、この公開の場で申し上げるとするのは、ちょっと時期を見させていただきたいとこのように思います。

◎ 議長（畑 武志）

2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

そんな公開できないような問題が出てるんですか。それやったら、総務厚生委員会でも開いてもらってやっていただいたらどうかと思いますけども、そんなここで言えないような問題が出てるんですか。

◎ 議長（畑 武志）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

誤解を与えると何ですので申し上げますと、相手と話すときには、やっぱし相手とスムーズに進めていかなきゃならない。だから、相手の話とは大体いろいろと積み重ねてお聞きする場合があります。そのお聞きする場合が、全部一方的なときもあります。そういうものは一定整理していかないと、なかなかいかない問題があります。やっぱりそういうもののことにおいて、お互いに信頼を失わないというのが、これ前提で大事です。必要のあるときにはさせていただくということで、ここは行政執行機関に1つご信頼をいただきたい。このように思います。必要な時期には、必要なときにそうしたことをさせていただかないと、全てこの中にあること、お金で伴う場合もあれば、いろんなことも伴うときもあります。当然、議会の議員の皆さん方のご理解を賜わらんと、この仕事は進む問題ではないわけです。ただ言うてますのは、秘密やなしに、物事を成立させたいということで一念でやっていますから、そ

ういう意味で、そういう観点からのみ申し上げておりますので、その辺のところで1つご理解いただきたいと思います。

◎ 議長（畑 武志）

2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

わかりました。言えないような問題も出てるんかもわかりませんが、それやったら、最後に1年前に結論を出すまでの大体連合長が思っではる工程をちょっと答弁してください。その今地元との交渉を、例えば年内までにやるには、いや、年度末の3月ぐらいまでにやって、それからまた次の段階に進めていくんやというその辺の展望というか、そういう工程をちょっと答弁してください。

◎ 議長（畑 武志）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

先ほども答弁させていただいておりますように、今やらなきゃならんことは、20年間のいわゆるそことの協定を結んでまいりました。それを迎えることに2年をあと余すところになりましたから、今からやっぱりその後の話を進めていかなきゃいけない。その協定書の内容はこんで終わりだということであるから、終わりだったら、あとどうするねということ、やっぱり協議をしていかなきゃならない。いわゆる跡地の利用の検討もやらなきゃならん。そういうことをしながらやっていくことなんです。そしたら、今のごみどうなんねんというのは、表というのか、1番最初の第一歩がご案内のとおり、前から言うておられますように、一緒に相楽を進めてる今やっておられるところへ入れてほしいというのが、第一歩である。これは、もう今からもうやってるやなしに、私の前連合長のときから進めておられて、さっきも繰り返しになりますが、相手側との事情で、今の時期はちょっと待ってくださいねという話だから待っているという話ですから、これはもう次の話です。せやから、これ待って出すやなしに、今ここの話をしていくときに、やっぱ地元にもっていくときに、真摯にいかなきゃならない。何でも、もう終わりました。終わりですよだけやなしに、やっぱこういうことは、やっぱりその地元と大事にしながら謙虚に。私も地元ですので、やっぱりコミュニケーションをとりながら進めていくことが大事だと。そういう意味では、やっぱり向こうの思いをいうものを、一定もっていかなきゃならない。あとは、そういう意味で聞きはしますが、全部がそうで私のとこそうですよということにはならないと思います。やっぱ言うべきところは言わなきゃなりませんし。なることはなっていくと。これが真摯の協定だと。それが今ですから、それをまとめるのが第一歩。私の予定は、和東町として、元々和東町の話

なんです。いわゆる地域懇談会を回っておりますので、その場でやっぱやっていき、一定の方向でお礼を申し上げ、跡地の利用の検討もすっと言う。それだけで終わりません。これから継続させていかなきゃならない。その継続の中で、まず1つお願いし、言葉発するのは、お礼と跡地の利用だけ。そして、何回か計画してたこっちの問題生きてますので。問題あったらちょっとプラスアルファの考えをお願いしなきゃならん場合もあるかもわからない。こういうこと。しかし、最後の目標は2年たってしまいます。あと何がある。最初は、あの答申いただいたあの中の内容のいずれかの1つでおさめていかないと、あれが答申ですからね。最初はあれでおさめます。こういうことなんですね。これが工程表と言うんですか、おわかりいただいているのか、ちょっと答弁も難しいんですけども、そういう今申し上げたような方向で進めていきたい。このように思ってます。

◎ 議長（畑 武志）

2番、西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

もうそやから、何回もしつこいせやけどね。今おっしゃった。連合長おっしゃってることは、重々もうわかってます。もう。それは、全部今までからも何回もおっしゃってることなんで。せやから、その早いこと進めてくださいよ。とにかく。その和東町の地域懇談会も含めてやっていくという考えでやっておられるんやったら、それは何月までにその今の地元説明という問題については、何月までにやられるんですか。

◎ 議長（畑 武志）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

これは申し上げましたように、和東町の話と、これまたまの和東町が町で懇談会もってますから、今年度の事業の計画を5年に1度の総合基本前期後期計画、これやるという中で、今年が第初年度ですから、これで説明すると。これ別の問題です。そういうとき、地元入るときに、やっぱりこの問題を先やっとかないと、何で前後すると非常に大変だということで、ちょっと前にやっておきたいと、こういうことであります。その具体的にその総合計画の日というのは、私ちょっと持ち合わせなっていないんですが、これはもう今年度の事業ですから、早くやっていかなきゃ。一日も早いことやりたいということで、今調整をしております。これと和東町。それよりも早くやりたいというのが、思いであります。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

2番、西岡議員。

◎ 2 番（西岡 良祐）

もう最後に、ほなお願いしときます。これは、和束町だけの問題で言うてるんじゃないんで、連合として副連合長も交えてよく検討してもらって、早いことこれ進めるように、ここにもそれ書いてるでしょ。これ。急務やていうて書いてるでしょ。監査の指摘も急務やて、指摘してるんでしょ。これ。だったら、もうちょっと早いこと進めてくださいよ。それを要望して終わります。

◎ 議長（畑 武志）

6 番、鈴木議員。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

2 点について質問したいと思います。1 点は、文化財保護のことです。先ほど奥森議員も質問されていましたが、南山城村史の中には文化、自然環境を守るための規定があります。それについて、今どうなってるかって問い合わせましたら、もうあれは連合ができたときにもうなくなりましたよと。えっ、なくなってどうなったんと、私は今思ってるんですけども、なくなったのなら、やっぱり自然環境を守っていくっていうことは大事なことから、新たに連合教育委員会としてつくるとか。それか、これは各町村でつくるべきものだったら、各町村でつくるとか。それはしなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。たまたま南山城村でメガのソーラの問題が出てきて、もういろんな人が調査に入りました。野鳥の会とか、奈良の教育大の先生とか、京大の先生とか、もういろんな人が入って、そして、先ほどハッチョウトンボのことだけ言われましたけども、それだけじゃない。京都府が絶滅危惧種に指定しているような生物がいっぱい見つかっているんです。そういう事態を、ほっといていいのかと、教育委員会は何もそういうあれがありませんから知りませんでは、済まないんじゃないかなと思う。それ自然環境、1 つです。それと、同じように、文化財保護という点で、実は今南山城村に、ずうっとそういう民俗資料というか、もうあらゆる分野にわたって個人で収集されてた方が、村に寄贈していますが、それについても問い合わせしますと、それは村に寄贈されたもんやから、教育委員会がどうこう言えるものじゃないって言うんです。そういう立場でいいんでしょうかと思うんです。やっぱりその文化財について、やっぱり教育委員会が一定の見識をもって、その寄贈されている民族資料について、どういう意味での価値があるのかっていうことを、きちっと検証するとかっていうことは、当然教育委員会がやるべきことじゃないかなと思うんです。それが 1 点です。次、2 つ目は、24 ページのところですね。決算書の 24 ページのところに、目で文書広報費というのがありまして、ほんで支出済額が 206 万ですか。206 万幾らかなっていますが、この中身はどういうものなのでしょうか。2 点です。

◎ 議長（畑 武志）

中嶋生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（中嶋 孝浩）

そうしましたら、鈴木かほる議員の文化財保護というか、環境保護ですね。村の方につきましては、希少生物の生息がもう以前から多数確認されてるのは、もう私もこれ知っているところでございます。そういった意味で、基本的には保存していくといった中身で、希少生物を守っていくという意味では、環境保護という部分で、いわゆる森林法とか、そういったところの関係も含めて、環境保護の中で取り組んでいく必要があろうかと思います。文化財の部分でいきますと、文化財保護指定という話になりますので、昭和 58 年当時に、文化財保護条例というのが南山城村にありまして、それに基づいて、私の方で調べた限りでは、最終多分要保護動植物で、動物が 13 種類。植物で 18 種類ほどのものが指定をされてたように、私の調べた限りでは残っておりました。そういったところで、その文化財。その保護の取組については、当時の南山城村でも十分な保護活動っていうのは、なかなかできていなかった。指定されただけという状況になっておりましたので、いろんな意味で、そういったものの環境保護という観点から、動植物を守っていこうという意識啓発といったところで、取り組まれてたかなと思っております。今後は、うちの方の文化財の方につきましても、一応文化財保護条例の方の中に、一応そういうふうな指定の部分については残っておりますので、制定されておりますので、あとはそういった見識の方のいわゆるご意見を聞きながら、新たに指定をし直していくというような取組が必要かと思います。そういったところで、今後は文化財保護委員さんあわせて先ほど提示されたご説明あったような調査をされた方々のご協力いただきながら、そういった部分について指定。あと京都府との調整を踏まえて、連合。あと南山城村地域での取組して、文化財として天然記念物等を指定していければと。あとそれを指定した後、どういうふうな活動していくかというのも、南山城村とあわせて協議をしていく必要があろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。あともう 1 点が、民族保護の部分でございます。収集家の川下さんの物件を寄贈受けたものだと思っております。おっしゃいましたように、当然、文化的な価値があるかどうかという部分については、こちらの方としても村と協力しまして、その 80 点余りの文化的な民族的な資料については、データベース化して保存管理をしていただいております。当然、連合としましては、そういった場所、施設等が一切現実にはありませんので、南山城村の施設で管理をしていただいている状況でございます。活用方法につきましては、今主な管理の部分については、旧南山城の高尾小学校の空き教室で管理をしておりまして、十分な展示スペースがあるわけではございませんので、地域の小学生等が当時の生活の実態等を知る上での資料として活用するなど。あとまた、こちらの方については、十分確認はしており、どんな形で活用するかは聞いておりませんが、平成 29 年 4 月にオープンする予定の道の駅の展示スペースなどにも一部を展示して使っていったらどうかなというような検討もされてると聞き及んでお

ります。そういったところで、今後は限定的な活用だけではなく、そういった資料館等の施設なんかの整備も含めて、十分村の方と協議をして考えていければなあと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎ 議長（畑 武志）
総務課長。

◎ 総務課長（由本 好史）
ただいまの文書広報費の需用費、役務費の件でございますが、支出済額の需用費の202万1,468円の印刷製本費につきましては、広報「れんけい」の印刷製本費でございます。それで役務費につきましては、その広報の送料ということになっておるものでございます。

◎ 議長（畑 武志）
6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）
1つずつ、じゃあちょっと話をしていきたいと思います。まず文化財保護の方なんですけども、今の話聞かせていただいて、教育委員会としても、これから今まで、今特にメガの地域が焦点になってるんですけども、それ以外の地域でも希少生物は確認されていますから、そういうことについて、今まで調査した人たちと一緒に協力しながら確認を進めるようなことをやっていただけるというふうに解釈してよろしいですか。

◎ 議長（畑 武志）
中嶋生涯学習課長。課長、簡単明瞭に。長い。

◎ 生涯学習課長（中嶋 孝浩）
はい、すいません。調査については、当然費用もかかりますし、事業に係ってのどういった調査を行うかも検討していかないといけないと思いますが、今現状ではそういった見識のある方が見つかっておられるので、そういった方を含めて、ご意見を聞きながら、準備を進めていけたらなと思っております。

◎ 議長（畑 武志）
6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）
とてもありがたいと思います。特にメガに限って言いますと、本当に事態は切迫していま

すので、一日も早く取り組んでいただきたいと思います。それから、民俗資料の方ですが、とりあえずその寄贈された方は、平成 30 年が自分の期限やと。もう 80 歳になるからと言われているんですね。個人的な話ですけども。それで、きちっと寄贈されたときには、写真つけたり資料つけたりして、きちんとした番号もつけて、データを届けてると思うんです。それをものづくり推進課の方で、高尾小学校に運んだんですけども、その費用が全然、予算がついていないということで、置く棚もないと。今どういう状態になってるか、もう本当に心配なんですけども。だから、まずそういう保管をするようにということは、やっぱ教育委員会の見識として、村に指導していただきたいと思います。その後、先ほど言われたような活用の方法を考えてほしいと思うんです。それから、小学校は、小学生は今まではあの方のやっておられた家ですね。無料館という。あそこへ 2 年生、3 年生は昔の道具とかいう勉強のときには、見学に行かせてもらってたんです。南山城小学校。今多分、高尾に運ばれた状態では、それはできない状態になってると思うんです。だから、子どもたちの教育のためにも、一日も早く整備されることを望みます。それについて何かおっしゃることありましたら、先にお答えをお願いします。

◎ 議長（畑 武志）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

民俗資料館、貴重な資料だというふうに思ってます。大事なものは、どうしたら多くの子どもたちに活用してもらえるかと、ここが 1 番大事なところだというふうに思っております。だから、いろんな方法があると思うんです。先ほども出てましたように、道の駅とかね。これも 1 つの選択肢かというふうに思いますし、あるいは、また南山城にも郷土資料館ありますから、そこにだったらきちっと保管もできるという、これも 1 つも選択肢かなというふうに思っております。いずれにしても、教育委員会だけでは進めませんので、村と協議しながら考えていきます。

◎ 議長（畑 武志）

1 番、竹内きみ代議員。

◎ 1 番（竹内 きみ代）

1 番、竹内です。どうしても確認させていただきたい点が 1 点ございますので、質問をさせていただきますと思います。すぐに終わります。決算の事項別明細書の 77 ページでございます。ここに文化財保護費が 94 万円減額されております。この文化財保護費につきましては、当初予算の中を見ますと、和東町では町史第二巻の発行につきまして、この報償費として、また和東町史の編さんの準備、検討に係る費用として 96 万 7,000 円を計上していた

だいております。このことにつきまして、どれだけ和東町として減額になったのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

◎ 議長（畑 武志）

竹谷教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

お答えさせていただきます。文化財保護費につきましては、ご指摘の 78 ページの決算額でございますが、1 番下、作業員賃金として 10 万 4,000 円の決算が上がっております。当初予算の方で予算の方がついておりました件につきまして、最終的には 10 万 4,000 円の作業員賃金という形で、決算という流れになっております。内容でございますが、27 年度につきましては、町史につきまして、資料の調査という作業を行いました。その予算がこちらの予算でございます。調査の結果の内容をデータ化して整理いたしました。結果といたしまして、今のそのまんまの資料の状態では、すぐに編集につなげることは難しいということがわかりまして、これを受けて今後のことになるわけでございますが、どんな形で町史の編さんに取り組むかということを、和東町とも協議させていただきながら、検討していくことが必要であると考えております。以上でございます。

◎ 議長（畑 武志）

1 番、竹内きみ代議員。

◎ 1 番（竹内 きみ代）

和東町史といいますのは、平成 7 年に第一巻が発刊されまして、そして、昨年で 20 年になりました。この第二巻を発行するというのは、もう少し早くに取り組みばよかったんですが、こういった連合の中で取り組んでいただくというふうになりまして、20 年ぶりに昨年度は予算を 96 万 7,000 円計上していただきました。このことは、本当に住民の皆さん、また学校、子どもたちの教育のこれからの糧にもなるということで、非常にお仕事としては大変ですけども、こういったことはしっかりと残しておくという郷土に愛着をもってもらうという、そういう意味からも非常に大事な部分であると思っております。96 万 7,000 円のうち、和東史から使っていただけてないこの 3 号専決でも 70 万減額になっておりました。こういったところを見ますと、本当にただいま答弁いただきましたが、その人材がないというような答弁でございますが、第一にそのやる気があるのかないのか。また、この早くに減額されてる。本当に大事な部分であれば、繰り越しでもして、次にやっつけようかという、そういう意欲すら見られない。そういったところはどうなのかという、大変心配をしているところでございます。このことにつきまして、答弁をお願いいたします。

◎ 議長（畑 武志）

竹谷教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

お答えいたします。資料等を整理いたしました結果、繰り返しになりますが、すぐに編集につなげることは難しいということがわかりました。そういった中で、振り出しにはなるんですけども、どういう形で町史の編さんについて進めていくか、町と協議させていただきながら、進めていかなければならないということで、そういう検討をさせていただきたいという状況でございます。以上でございます。

◎ 議長（畑 武志）

1 番、竹内きみ代議員。

◎ 1 番（竹内 きみ代）

もうこれで最後にいたしますが、やはり早くに発刊していただきたいという思いは切にもっておりますので、改めて町と相談しながらやっていくという答弁をいただきましたので、検討していただきたいなと思います。それからですが、教育委員会の方にお尋ねするんですが、これ京都府立大学が発刊をいたしました和東地域の歴史と文化遺産という立派な本が出ております。これは、今年度 28 年の春に京都府立大学が和東町を調べて発表していただいたものでございます。このことは、ご存じでしょうか。そして、これを活用していただく。そして、また京都府立大学にも参入していただく。入っていただくということが、非常にこれからの力になると思うんです。ですから、本当にこの辺をもう一度だけ答弁願いたいと思います。

◎ 議長（畑 武志）

中嶋生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（中嶋 孝浩）

府立大学の研究の図書については、教育委員会の方も窓口になりまして、2 カ年事業で府立の方の和東町の景観資産の保存地区の制定なんかの準備作業として、調査に入られたもの等を含めてまとめられたものと解釈しております。その部分については、存じ上げております。あと今後の話としましては、その当然景観資産等の指定等を今後町としても考えていけないといけませんので、そういったところでも取組なんかは町と協議をしながら、文化財の保護条例と整合性も合わせて、取り組んでいこうと思っております。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

まだ、あれですか。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

先ほどの続きです。2の方の。

◎ 議長（畑 武志）

6 番、鈴木議員。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

すいません。その先ほどの広報の予算というのは「れんけい」の予算だということでお聞きしたんですが、実はこの4月からこの議会に来させてもらうようになってから、それまであんまり気がつかなかったんですけど、申しわけない。実は、この連合議会の議会だよりのないということで、結局、今日1日連合議会ですべての人が話し合ったことは、どこにも知らされずに終わるわけです。村には、一部事務組合の報告欄があります。1ページの中の山城病院組合とか消防とかいろんなところの報告の中の1マスですから、もうちょびつとです。やっぱりここで話し合われたことは、きちっと何らかの形で、3町村の皆さんに知らせる必要があるんじゃないかなと思うんです。特に私が思っていたのは、何か連合になってから学校が遠くなったな。遠くなったはずやと、学校問題についてここで話をしていても、ちっとも村の人たちには伝わってきていないということで、それはぜひ来年度の予算の中に考えてほしいと思うんですが、いかがですか。

◎ 議長（畑 武志）

鈴木議員、これは議会だよりのことですね。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

はい。

◎ 議長（畑 武志）

ということは、議会の中で質疑しなくてはならないので、今この場で、どこへ聞くんですか。議会の方でこの問題検討しないといけないので。堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいま鈴木議員から、議会だよりの必要であろうというお話しされました。今議長が申されましたように、議会ですべての必要性が議論されて出していこうということになれば、予算措置というのは必要かなというふうに思います。まず議員の皆さん方で、議会だよりについて議論をしていただいて、議会の方で発行していただくことになりますので、その辺の

ところをちょっとご審議いただいたらありがたい。それをもし結論された場合には、予算化措置というのは当然議会の決められることを尊重させていただいて、議会をやっていくと、こういうことであると思います。私、今答弁させていただいたのは、うちの方はやっぱ大事なことは決められたことは、やっぱり予算化していきますよという表明をさせていただいただけのことであって、今議長言われますように、議会の中で議論いただいたらありがたいなと、このように思ってます。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

質疑を終結いたします。これより、討論を行います。討論はありませんか。

◎ 議長（畑 武志）

4 番、岡本議員。賛成ですか。

◎ 4 番（岡本 正意）

反対です。

◎ 議長（畑 武志）

反対ですか。

◎ 4 番（岡本 正意）

和束町選出の岡本でございます。私は認定第 1 号「平成 27 年度相楽東部広域連合一般会計決算」について、反対の立場から討論をいたします。第一に、教育委員会関係の事務についてであります。根本的な問題といたしまして、広域連合による教育委員会の統合。また、それに伴う運営は誤りであることであります。平成 26 年度決算の反対討論でも、また先ほどの質疑でも述べさせていただきましたが、もともと教育委員会の統合は、教育現場はもとより、当時の教育委員会さえ知らない場で、当時の財政事情の都合だけを理由に検討されたものです。しかも、当事者である学校や P T A など保護者、社会教育などを含めた教育関係者。そして、住民にも何ら十分な説明も相談もなく進められ、和束町では事前の説明会は 1 度も開かれませんでした。また、議会での議論も 1 回の議会だけで、到底まともとは言えない形で進められた経過がございました。ここには、子どもたちや地域の教育をどうするか。どうあるべきかといった視点も考えもなく、あるのはひたすら財政の都合だけでありました。ここに、連合教育委員会の根本的な誤り、矛盾があると考えますし、それは現在も同じであります。そのあらわれとして、先ほど質疑でも指摘しましたように、防災面での連携の欠如が発生したと考えております。和束町の防災計画で、和束中学校が避難所指定されたにもかかわらず、その情報が一切現場に伝えられなかった事実が発覚をいたしました。和束町が教育委員会に改定内容を知らせていなかったとのお話と聞いておりますが、避難所の指

定は、子どもたちや住民の命にかかわる問題であり、許されない過失と考えます。そもそも町村合併もしていない中で、全面的に統合し、広域連合で運営するようなケースは、全国にどこもありません。それは、教育がそれぞれの自治体にとって、財政の都合だけで左右できない大切な分野だからであり、まちづくりや未来の姿と密接に関係しているからではないかと思います。そういう意味で、最低限のモラルを維持しているからだと思います。以上のような意味からも、広域連合による教育委員会の統合。それに伴う運営は、現在も誤りであり、連合の事務から直ちに外し、各町村での運営に戻すことを真剣に検討し実施されることを、改めて強く求めたいと思います。具体的な施策との関係で幾つか指摘をしておきたいと思います。1点目に、質疑ではふれませんでしたけども、平成27年度においても、要望も強く必要性も高かった空調設備の整備が後回しにされ、未整備だった点であります。教育委員会では、他にもやることがあるのでということで、27年度では、例えば下水道の整備、パソコン機器等の整備などを優先されました。これはこれで大事な事業ではありますが、一方で長年そういう状況であった、いわゆる夏の時期の過酷な暑さの中で、子どもたちの学習環境としても、先生方の働く環境としても、遅滞なく改善すべき状況の改善こそ優先すべきことであり、何よりも子どもたちの健康や命を守るという点での軽視があったと言わざるを得ません。2点目に、学校での必要な教育予算が十分確保されているのかという点であります。質疑でも指摘いたしました、本来教育予算で見べき経費が、例えば、PTA予算で賄われていたり、また、教育活動の一環であるはずの生徒会活動の予算が全額保護者の負担に任されていること。こういった状況をぜひ知っていただいて、必要経費について、教育委員会として責任をもった取組をしていただきたいと思います。3点目に、義務教育に係る保護者の経済的負担軽減への取組が、義務教育はこれを無償とするとの憲法26条の趣旨にふさわしいものになっていない点であります。給食費や修学旅行費用はもちろん、テスト代も含め、あらゆる教材費。卒業アルバム代。部活動にかかわる経費など、義務教育にもかかわらず、教育活動への保護者負担が多過ぎる現状があり、子どもの貧困対策を教育委員会としての柱に据えておられるのであれば、教育費の無償化に向けて思い切った対策を進めるべきであります。幸いにも、連合を構成する笠置町のところで、次年度において義務教育に係る小学校の給食費や、修学旅行に対する無償化を取り組んでいただける。そういった情報も聞いております。そういったことも深く受けとめていただいて、取組を強めていただきたいと思います。就学援助制度のさらなる周知と充実も必要です。特に、入学時の準備にかかわる諸経費負担に対応するための前倒し支給の制度化は必要であり、既に実施している自治体もあることから、その気になれば十分可能であり、早急に実施されるよう求めたいと思います。4点目に、教育活動との関係で、巡回の図書館司書の配置については、質疑でも述べましたが、配置そのものは評価しておりますが、各校週1回程度の巡回では大変中途半端で、本来期待される活動の展開は困難であり、各校に1人の常駐体制。いつでも開館している図書館を目指した抜本的な改善が必要だと考えます。また、子どもたちの教科活動については、いわゆる点数主義的、または、毎日1時間勉強、家庭学習等を毎日報告させるなど、

その取組の根拠の薄い一律的な指導などが見られます。そのことが、子どもも保護者も余裕のない学習意欲を減退させる学校生活へと追い立てる原因にもなっておりまして、改善を求めたいと思います。5点目に、社会教育、生涯教育の取組。また、それを行う上での体制の弱さという点であります。社会教育や生涯教育は、本来各町村の実情を踏まえて、きめ細かい丁寧な事業展開が望まれますが、限られた職員体制の中で、3町村の事業をこなすことが極めて困難になっているのではないかと思います。本来、中核的な事業であるはずの文化財保護や、またその調査、図書館活動、文化団体、サークルなどの育成。また、先ほどもありました各自治体の町史編さんなどが、位置づけにふさわしく取り組まれていないと考えます。必要なスタッフや専門職の配置、育成も含め、抜本的な事業改善を求めたいと思います。次に、第二に広報の事務についてであります。これも連合の事務から各町村の事務に戻すべきと考えます。広報は各町村の顔とも言うべき情報源であり、より丁寧にきめ細かい情報提供が、本来求められます。各町村の特徴や個性を光らせる住民にとってより身近に必要な情報を提供する上で、「れんけい」などというある意味味気のない名称で発行を続けることは、私はマイナスでしかないと考えます。各町村の事務に戻すことを真剣に検討いただきたいと思います。最後に、クリーンセンターの運営を中心とした環境事務についてであります。20年間の稼働期限をもつクリーンセンターの稼働終了が数年後に迫る中で、27年度にこの間の協議を踏まえての一定の方向性がようやく出されました。しかし、実際に中身について詳しい説明があったのは、28年度に入ってからでありまして、大変遅れていると言わざるを得ません。また内容的にも、ある程度予想できた選択肢が改めて提示されただけで、主体的に減量化や資源化、リサイクル促進など、抜本的な今後の環境行政のあり方も深められているとは言えません。さらには、地元との関係でも、隣接区である銭司区との協定がいまだに未締結のまま、事実上放置されてることや、先ほど若干の議論がありましたが、20年間の約束で協定を締結していることに関して、連合長は真摯に対応したいと言われましたけれども、やはり根底には、延長も当然あり得るかのような安易な姿勢も見られることは、適切ではないと考えます。また、何よりも施設稼働以来、周辺土地の問題や地すべり、テールアルメ擁壁問題が今なお解決せず、地すべり問題では、施設自身の安全性が問われる事態となっていることは、極めて不正常と言わざるを得ません。27年度中に、地盤への雨水の浸透を防止する雨よけのブルーシート等の破損を修復するための予算措置が行われましたけれども、長期にわたり破損が放置されたままであったことは、緊張感のない対応をされていたことも、不安を増幅させていると考えます。すいません。もう一度最後に一言指摘しておきたいのは、先ほども一般質問でありましたけれども、この間笠置町、南山城村で進められてきた伊賀市との定住自立圏協定に関連してであります。各町村がそれぞれのまちづくりの方針に基づいて、どのような方針をもたれるかは、もちろん自由でありますし、しかし、協定では教育や環境なども含め、連合で扱っている事務と重なる分野も多く含まれていると聞いております。先ほどの議論の中で、連合の事務とは関係がないと判断したと言われておりましたが、関係がないかどうかも含め、連合、連合議会において説明され、意見

を反映させることが、やはり筋ではないかというふうに、私は思います。各町村のみの判断だけで関係がないと判断できるのであれば、それこそ連合などは要らないというふうに思います。先ほど、手仲副連合長が伊賀市への高校生の進学等を広げるためのものだということで、関係がないと言われましたけれども、進学、高校進学等の取組というのは、その下の小中学校の学校教育のあり方。そういったものとなつがっていることは、当然であります。そういうことも含めまして、やはり筋を通していただいていないというふうに思います。私はこういうことであれば、3町村で広域連合を構成し、教育委員会まで統合した意味は何なのか。ますます連合の存在や、教育委員会の統合意味はなくなっていることを、最後に申し上げて反対討論といたします。

◎ 議長（畑 武志）

他にありませんか。

（ なしの声 ）

◎ 議長（畑 武志）

討論を終結いたします。これより、採決いたします。認定第1号「平成27年度相楽東部広域連合一般会計決算認定」の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

◎ 議長（畑 武志）

挙手多数です。よって、認定第1号「平成27年度相楽東部広域連合一般会計決算認定」については、原案のとおり認定されました。会議の途中ですが、ただいまから55分まで休憩いたします。

（休憩 14：44～14：55）

◎ 議長（畑 武志）

休憩前に引き続き会議を開きます。日程第7、議案第6号「平成28年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第6号「平成28年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、ご提案を申し上げます。歳入歳出予算の総額8億2,965万8,000円に、歳入歳出それぞれ544万

5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 3,510 万 3,000 円とするものでございます。今回の補正は、平成 27 年度の余剰金を分担金及び負担金と相殺をし、番号制度に係る業務遂行のための L G W A N 関係の経費を補正したものが、主なものでございます。よろしくご審議賜り、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（畑 武志）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（由本 好史）

失礼をいたします。それでは議案第 6 号「平成 28 年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」について、概要をご説明申し上げます。予算書の 1 ページをご覧ください。連合長の説明にもございましたが、今回の補正は、544 万 5,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 8 億 3,510 万 3,000 円とするものでございます。第 2 条地方債の補正でございます。予算書の 6 ページをご覧くださいと思います。344 万円を増額補正をいたしまして、補正後は 5,194 万 8,000 円としております。それでは、歳入、予算書の 12 ページと資料の 2 ページの方をご覧くださいと思います。1、分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金で 924 万 9,000 円を増額補正。それと、2 項分担金、1 目分担金で 111 万円の減額補正でございます。各町村の分担金及び負担金につきましては、説明欄のとおりでございます。次に、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目教育費国庫補助金で、706 万 9,000 円を減額補正をしております。これにつきましては、交付決定によるものでございます。次に、4 款府支出金、1 項府補助金、1 目教育費府補助金でございます。559 万 3,000 円の減額補正。人権問題啓発事業補助金につきましては、交付決定に基づきまして、2 万 6,000 円を増額補正。未来づくり交付金につきましては、各町村で交付申請をされるということで、減額補正をしております。次に、4 款府支出金、2 項委託金、1 目教育費委託金で、教育課程の研究指定校事業委託金の交付決定に基づきまして、1 万 7,000 円を増額補正をしております。次に、7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、平成 27 年度決算の実質収支額が 781 万 1,582 円ございました。既に、当初予算で前年度繰越金を 130 万円計上しておりますので、その差額 651 万 1,000 円を増額補正をし、分担金及び負担金と相殺をしております。資料の 2 ページの上段に、平成 27 年度不用額精算分と記載しておりますとおりでございます。次に、予算書の 14 ページをご覧ください。9 款連合債、1 項連合債、1 目教育債で 344 万円を増額補正。学校施設環境改善につきまして、国庫補助金の交付決定によりまして、起債額が増額したものでございます。次に、歳出、予算書の 16 ページ、資料の 3 ページをご覧くださいと思います。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で 598 万 6,000 円を増額補正をしております。番号制度に係る業務遂行の前提条件といたしまして、自治体の中間サーバー・プラットフォームへの接続、独自 L G W A N 回線の接続、L G W A N のメール受信環境の整備を行う必要がございますので、補正をお願い

しているところでございます。それと新公会計対応システム導入に関する経費を補正しております。また、番号制度に係る補正経費につきましては、当初予算計上しておりますセキュリティ対策等費用が重複となっておりますので、減額をしているところでございます。次に4款衛生費、1項環境費、1目環境総務費で39万1,000円の増額補正。テールアルメ裁判対応といたしまして、環境指導員の報償費を、当初予算で半年分を計上しておりましたが、1年分として不足分を補正しておるものでございます。次に、4款衛生費、2項清掃費、1目衛生総務費で10万5,000円の減額補正。東部クリーンセンター公害環境測定委託料が、請負減によりまして減額補正をしておるものでございます。次に、資料の4ページをご覧ください。5款教育費、1項教育総務費、2目事務局費で120万5,000円の減額補正。管理職員の特別勤務手当につきましては、和束町の規則を準用する形で連合規則を改正したことによる補正でございます。それと、笠置町から教育委員会に派遣をされております職員に人事異動がありましたので、前職員との人件費の差額分を減額補正をしておるものでございます。次に、5款教育費、2項小学校費、1目笠置小学校管理費で6万1,000円の増額補正。用務員賃金につきましては、笠置町が臨時職員の賃金単価を改正されたことによるもので、用務員の通勤手当につきましては、和束町の臨時職員取扱規程に準ずる改正を行ったことによるものでございます。次に、5款教育費、2項小学校費、3目南山城小学校管理費につきましては、特定財源等が459万1,000円の減額補正となっております。国庫補助金につきましては、交付決定によりまして減額補正とし、府補助金につきましては、南山城村で補助申請をされるということで、財源の組み替えをしたものでございます。次に、予算書の18ページをご覧ください。5款教育費、3項中学校費、1目笠置中学校管理費につきましても、特定財源等で345万7,000円の減額補正となっております。国庫補助金につきましては、交付決定によりまして、財源の組み替えをしたものでございます。次に、5款教育費、3項中学校費、3目笠置中学校教育振興費で13万4,000円の増額補正。特別支援員の方が通勤方法を変えられたことによりまして、11万7,000円の増額補正。それと教育課程研究指定校事業補助金につきましては、交付決定によりまして、府委託金を1万7,000円増額補正し、歳出補正をしておるものでございます。次に、資料の5ページをご覧いただきたいと思います。5款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、特定財源等で府補助金が2万6,000円の増額補正。交付決定によりまして、補正をしておるものでございます。次に、5款教育費、4項社会教育費、2目社会教育施設費で18万3,000円の増額補正。和束町図書室の嘱託職員さんが、3月をもって退職されるということで、事務の引き継ぎ等、事務に支障を来さないためにも、臨時職員を雇用するということで、補正をお願いしております。次に、5款教育費、5項保健体育費、2目給食業務事業費、特定財源等で120万円の減額補正となっております。府補助金につきましては、和束町で補助申請をされるということで、財源の組み替えをしたものでございます。以上、簡単でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 議長（畑 武志）

これから質疑を行います。4番、岡本正意義員。

◎ 4番（岡本 正意）

幾つかお聞きしますけども、1つは環境費の関係ですけども、先ほど若干議論の中で、地元説明との関係でお話がありました。いわゆる連合議会に対しては、前回の議会の後、7月の後半に全員協議会を開いていただいて、検討委員会でも方向性であるとかいうのを説明いただきました。一定の意見聴取をしていただきました。その後、やはりそのときの結論として、方向性はどうなるかは別にしましても、先ほど言われたように、やはり地元をやっぱ早く入ると。まず検討委員会で一定出された方向性を、ちゃんとやっぱり地元の方にやっぱり知っていただくということが、最優先じゃなかという話が合ったと思うんですけども、先ほどのお話を聞いてると、まだそこまでいってないような雰囲気があったんですけども、そもそもその検討委員会のああいった方向性というのは、地元伝わっているのかどうかです。ちゃんとした説明は別としましても、いうのがどうなのかということと、先ほどもうちょっと説明していただきたいのは、全協以降の7月末以降の今までのところで、いわゆる関係区に対する、先ほど調整が必要だと言われてましたけども、具体的にどういう調整を各区とされてきたのか。それちょっと時系列で説明いただけますでしょうか。

◎ 議長（畑 武志）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ダブるところがあればお許ししたいと思います。最初には、我々今後どういうことができるのか。とれるのかという終わった後の話なんです。これは専門で検討委員会が出て、今お話ありましたように、答申を受けて、何項目かありました。その中にもありますが、それはそれとして、1番大事なことは、やっぱし今まで20年間、焼却場としてご協力いただいとおった地元に対してのやっぱり説明に行くという。それでお礼を申し上げていかなきゃならない。そうやって、跡地の利用についての協議もしていかなきゃならない。こういうことを進めていくと。こういう方向は確認いたしました。しかし、そういうことが相手のある話ですから、一方的に行くという話ではなりませんので、少なくとも地元と協議を進めていかなきゃならない。当然地元はやっぱり今さら全部できてるものと、できてないもんとか、整理を一定しなきゃならない。それどうなってるんですかと、こういう話になってきますので、それが先ほどの整理だというふうに思っております。その整理の仕方が、東部連合としてあるもの。また、和東町としてやらなきゃならならんもんです。いろいろあるわけですから、一定そうした考えに対して、お答えできる立場をもっていかないと、なかなかお礼に行く言うたかて、それはこれからですねんというのが、真摯な対応じゃないんじゃないかなろうか

と。こんな思いで、まずそれに係っておる。そのもっていく内容をまとめる日程ですが、先ほどとダブって申しわけございません。たまたま和束町としては、5年に1度のこれは後期計画に基づく整備計画ということで説明に行くわけですから、当然そこにも出てくる話になります。だから、それより先に私どもは日程を設定したいと、こういう思いでもっております。そのときに、今言われた内容が、答申の内容もふれた中で、いろいろと話をさせていただきたいな、このように思っております。その後においては、これはいろんな地元だけやなしに、他の関係、もうあの中で見ていただいたらわかりますように、先ほどの答弁でした木津川市内でのお願いしなきゃならんところが、いろいろ出てくるわけですから、これは相手のある話なんで、こういうことで強くお願いをしていこうというのが、今の段階であるわけです。しかし、この1回の説明で終わるとは、私は思っておりません。これから、何回となしに、やっぱし跡地の利用も含めて検討していくことが、真摯な対応であろう。このように思っております。そういったことを、やはり地元とコミュニケーションをとって動かないと、一方的なものではないと。こういう考えでありますので、そういう中で、我々連合長、副連合長と共有してとらえておる。こういうことであります。以上でございます。

◎ 議長（畑 武志）

4番、岡本議員。

◎ 4番（岡本 正意）

私は7月の末に全協開いていただいたときの雰囲気からすれば、もうすぐ行っていたいただけるものかと思ってたんです。というか、やはりすぐ行くべきものだったと思うんですね。何かそういう議会としてのそういったものが、いわゆる行政として急いでおられるというような、そういったそら急がなくちゃいけない面もあるんだけど、その割には、もう何カ月ですか。8、9、10、11。もう5カ月近く、まだ基本的には入れてないということですよね。これはやっぱり幾ら調整が必要といっても、やはりまずはやっぱり基本的にその検討委員会で出された方向性ぐらいは、事前にやっぱりちゃんと区長さんを通じて、こういう方向で考えてますと。それは一応とりあえず正式なものですからね。やっぱりちゃんと資料提供もして、その上でやはり調整されることが、やっぱり筋だったんじゃないかというふうに思いますので、ちょっと私はこの間余り地元にもう行かれたんだろうかと思ってて、でもなかなか行ったというような話聞かないんだけど、どうされてるんだろうかと思ってたんですけども、少しちょっとやはり動きとしては遅いんじゃないかというふうに思いますので、そこはちょっと本当にこれから入られるということですので、丁寧に。もちろん、今もう一回確認したいんだけど、町政懇談会とは別ですね。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

はい。そうです。

◎ 4 番（岡本 正意）

はい。わかりました。もういいです。すいません。

◎ 議長（畑 武志）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

今岡本議員が言われるように、やっぱ相手のある話で、お世話になってから早い対応していくのは早いと。先ほど西岡議員もそういう趣旨の話されてました。当然私どもも、早いこと寄せていただくと。そこで寄せていただきますよという声からかけますけども、そうやったら、向こうから嫌々言われたら、それも聞かざるを得ない場合もあります。交渉事は相手の話も聞いて対応してきてると、こういうことであります。私ども、今岡本議員が言うように、一方的な話をお伝えに行くということはすぐできたかも知れませんが、それがなかなか相手が受けてもらえなければ、やっぱその次の対応を考えていかなきゃならない。こういうことでありますので、今岡本議員が言われるようにスムーズにいけば、これほどこしたことはないんですが、なかなかそうではないと。慎重にやっていかなきゃならない。だから、これはやっぱ基本的に真摯な対応で、かつ慎重に対応するというのが必要だと思っておりますので、その点も1つご理解いただきたい。前も申し上げましたように、交渉事でありますので、一字一句の言葉が生きてきますから、机上でええと思たかて、そのとおりいかない場合もあります。そういったこともありますので、これからは議員の皆さん方には、場合によっていろいろご指導いただかなきゃならん場合もあります。また、ご理解いただかなければならない場合もありますので、その節はよろしくお願いしたいと思います。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

4 番、岡本正意議員。

◎ 4 番（岡本 正意）

ちょっとその辺の7月のことから考えますと、やはりちょっとその辺ちょっと事情が大分違うのかなと思ったんですけども、ただやはりいずれにしても、早く方向性をやっぱ示してあげないとあかんと思いますので、ぜひその辺は丁寧をお願いしたいと思います。それと、あと教育費の社会教育関係ですけども、先ほど言われましたように、和東町体験交流センターの図書室の嘱託の司書の方が、今回3月で退職されるということで、今引き継ぎのことも含めて、臨時職員を配置されてるってことですけども、これは今回そういう臨時職員で引き継がれる方が、そのまま来年度も司書として配置されるということで考えてよろしいのかっていうのをちょっとお聞きしたいのと、それと、やはり先ほどの学校図書の関係

とも関係するんですけども、やはり体験交流センターの図書室というのは、和束町として考えたら、唯一と言っていいほどの文化施設だと思うんですよね。そのやはり図書室、図書館の体制っていうのは、ずっと嘱託の方1人の体制で運営されてきたという状況があります。やはりそれはいろんな図書室の事業をしようと思えば、大変限界もあるし、また開館時間等の制約にもなってくるというふうに思うんですね。今回の嘱託の方の交代ということも受けて、今後、やはりアルバイトも含めて、やはり複数体制でやはり事業をしていくってことも、やはり必要じゃないかというふうに思うんですけども、ちょっとその辺の来年度の体制について説明いただきたいと思います。

◎ 議長（畑 武志）

中嶋生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（中嶋 孝浩）

和束町の嘱託職員の図書室司書さんの退職に伴いまして、本件アルバイトの補正をするものですが、一応この12月に一応今図書司書さんの資格をお持ちの方を採用募集を今しておりまして、また採用の選定に当たって、もうこの12月に選定をさせて採用をさせていただく予定に準備整えている状況でございます。以降につきまして、当然相手方のあれもあるんですが、1月、2月のあたりからできればそういう形でアルバイトの形で雇用させていただいて、引き継ぎ事務等をスムーズにさせてもらいたいと考えております。あと4月以降の体制ですが、今のところ嘱託職員の1名体制で、あと残りについての不足人員については、生涯学習課の担当職員等で、一応今までどおり賄っていこうと考えております。以上です。

◎ 議長（畑 武志）

4番、岡本正意議員。

◎ 4番（岡本 正意）

最後にしますけども、やはり先ほども言いましたけども、図書館、図書室の運営っていうのは、いわゆる不足分について、例えば、その連合のその社会教育の部分とか、そら職員回していただいて、例えば、その嘱託の先生が何らかの用事で来れないとか、休まれるときには入ってやってますっていう話をよくされるんですけども、やっぱり図書室というのはそういうところじゃないと思うんですよね。やっぱり司書としての専門性っていうものを発揮して、事業をしていただいているはずですから、そういう点では、やはり事務の人がそこに移ればいいっていうものでもありませんし、その専門性をやっぱりしっかり発揮する上でも、やはり1人っていうことじゃなくって、複数体制で事務をしていく方が、いろんな意味でやはり効果も大きいと思いますので、ぜひそこは来年度の予算のこともありますが、検討いただきたいと思います。これは、最後に関連して、ちょっとずっと気になってるんですけど

も、体験交流センターの図書室の、いわゆるバルコニーみたいなんありますよね。いわゆる何て言うんですかね。外に出た分。そこは、ずうっと数年前につくられたとこで、外で本を読むとか、いろんな活用方法はあるのかもしれないですけども、ただ大変やはり利用する側とすれば、利用しにくい状況もありますし、暑いときはもうあんなどこおられませんし、寒ければおれませんし、いう点では、利用価値が大変問われてる面もあると思うんですが、今後その辺もどう活用していく方法があるのかだけ、ちょっと方向性があればお願いしたいと思います。

◎ 議長（畑 武志）

中嶋生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（中嶋 孝浩）

バルコニーというかテラスの部分でございますが、基本的には、和束町体験交流センターの図書室については、閲覧室っていうのが基本的にはほとんどない、スペースがない状況でございます。その施設の一部として、屋外になるわけなんですけど、テラスを準備させていただいて、くつろいで読んでいただこうということで設置をいたしております。当然、寒いとき暑いときっていうのは、非常に使いづらいものではあるんですが、一応気候のよい秋、春といったところでは利用価値を、子ども等の利用なんかもしておりますし、今後もより活用できるように事業等を検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎ 議長（畑 武志）

7番、岡田勇議員。

◎ 7番（岡田 勇）

私、一般質問とちょっと若干関連があるんですけども、先ほどから議論されてるごみ処理の問題ですけども、どうも西岡議員とか岡本議員の。

◎ 議長（畑 武志）

岡田議員、マイクもうちょっと上。

◎ 7番（岡田 勇）

質問に、若干当事者側がずれとると。はぶらせてるような感じにも思うんですけどもね。要は、我々議会側は早くしてくださいと。ごみ処理をしてくださいと。これはもう1年前から言うとなんですよ。それにもかかわらず、何のあれも出ないと。相手側がいるとか何とかだとか言うて、そのごまかしなことで今日まできておられる。まだここに至っても、まだ方針

すら出ない。というのは、後ろはもう決まっとるんですね。そうでしょ。契約はもう 20 年。これは決まってますね。だから、早くしないと、急に間際になって契約をするかしらないか。これはわからない。それと西部に入れてもらう。これもわからないですね。もう一点、民間に委託する。これもまだわからない。これ 1 年前や 2 年前やと、そんなん早速すぐに切りかえてできますか。だから、早くしてくださいって、何回も何回も、我々議会の総意なんですよ。総意をあなた方は、はぐらかしてることは、あんたら言うたら権力、執行権のあれですよ。我々が総意をやってんですよ。これほな議決しましょか。一遍。本年中にやってくださいってということで、提案してください。我々議決しますわ。それやったら動くんですか。そうじゃなくって、後ろがつかえてるからどうしても早くしてくださいっていうことを、私らはお願いしとんの、今まだなおかつ連合長、相手があるからとかいろいろなことおっしゃいますけど、これはやる気ですわ。3 町長、全部やる気があるのかどうかってことや。やる気なかったら、もうやめときなはれ。解散したらよろしいやん。そういう極論まで出らざるを得ないってことになるんですから、もう少し本当に真摯に受けとめとんと。おられるとしたら、早く動いてください。これ 1 つ。それから、もう一つは、テールアルメ擁壁の工事の関係ですけども、我々は早く直してほしいと希望をもっておりますけど、これも直していいのかどうかという裁判が済むまで、これ先々わからない。それだったら、一遍この 2 年たって我々に、例えば、3 億かかるけども、やってもよろしいですかという議決をとってください。それでみんながだめだと。予算的に金もないからだめだというんだったら、それでよろしい。それで皆がやってくれというんだったら、当然それもあんた方の責任ですよ。そんなすら考えもしないで、ともかく裁判お金がないから裁判待ってるとか、そんな悠長なことで、万が一災害起こったらどうするんですかって、これ私何回も言ってる。それも知らん顔ですわ。はいはいって言うぐらいで。耳にこう抜けてるんちゃう。ちょっとしつかりほんま真剣に考えておる。それが住民の人に対する、言うたら和東町の 3 区のとこに対する 1 つの手かもわかりません。我々こういうことやってる。だから、協力してくださいという 1 つの手だてかもわかりませんが、あんまり詰まってきたら、結局苦しい結果しか出ないと思うんです。その辺どうですか。

◎ 議長（畑 武志）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいまの岡田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。まず最初は、これは繰り返しになりますが、やる方法というのは、あの答申のいただいた方法でやると。そのやり方の手順を示させていただいたのには、相手があるところ申し上げました。やるというのは、あの答申のいただいた範囲内でやることは、あの方法しか今のところはないと、答申いただいてるわけです。あの方法をやります。ところが、もう一回繰り返し、やる順序につい

ては、相手のある話です。場合もあります。これが1つの方法として、お示ししております。それで地元に対しての話というのは、これはやはり先ほども言いましたように、まずはあの中にもまだ示してはおりませんが、中には延長というのも1つの方法ではありました。しかし、これはあるというだけで、まだ決めてはおりません。ただ先ほど真摯にやっぱし20年たったら、これはやっぱし先ほどの繰り返しになります。そういう考えで、やっぱり地元で早期に行かなきゃならんと、こういうことで今進めているのが、確かに何人かの議員から遅い。こういうことでありますので、そういった意見を大事にしながら、一層努力をしたいと、こういう思いであります。2点目でありますのは、これも答弁で何回かしましたが、そのいわゆる今危険だから、何とか工事をうたなきゃならん。対策工事をしなきゃならない。これが完璧にやるならば、あれのやりかえであると思います。どの程度が1番安心かということ、なかなか言えない。3億で足りるのか、4億で足りるのか。やりかえたら何ぼというのがわかってまいりますから、先ほど天災にも影響のなるような先な責任もとれるのかということである。責任もとらなきゃならん。自然災害まで対応できなきゃならんとなれば、相当な金がかかってくる。しかしながら、今岡田議員も言われるように、非常に危険度のある状態であるということは間違いない。こういうことであるから、最善のとり方を、私も答弁させていただいた中でも申し上げましたように、やっぱり弁護士とも相談しながら、やっぱり対応はしていきたい。その中で、最大の、最大とれる状況を今とらせていただいています。最大とれる状況というのが、我々今任されました、執行体制の中で、許された権限の中でやっていることだと思います。皆さん方に3億出したらやってくれはりますかどうか尋ねますと。そんな無責任なことの聞き方はできない。3億で通った以上は、それは絶対に大丈夫やという保障がなければならぬわけで。だから、保障がたったら出しますが、その3億で今の段階では、保障がたちません。だから、そういう状況であるならば、やっぱり何がいいのか。1番先は、先ほど担当者の方からも答弁ありましたように、まず第一には訴訟の中で、この状況危ないから早く判決してくださいという条件にも入れています。今過去何回かあの状況、意見書を上げております。そうやって早いこと判決を促す。こういう方法もやっているわけでありまして。そういうことを勘案して考えていきますと、総合的な判断。いろんな面。それと、リスク。こういった控訴審でやっていますから、もし控訴審で四分六になれば、これはまた逆に執行すれば、相手のその経過がリスクに伴います。そのリスクを最小限に考えていくことも大事であります。そういうことを各方面から最大に考えて、最大の方法、そして、まだなおかつ専門的な弁護士とも相談申し上げながら、そして、いろんな方の声も聞きながら、ああ、それではうっていくというのが、我々とらされてる最善の方法だと信じて、皆さん方にご提案申し上げているわけでありまして。そういうことでご理解いただきまして、今も岡田議員も、今も岡本議員も西岡議員もこういったことはやっぱり早くしなければならんと。これは大事なことだと思います。これを私重く受けとめながら、やっぱり次につなげていくように努力してまいりたい。このように思っておりますので、一層ご理解の方よろしく願いいたして、答弁とさせていただきます。

◎ 議長（畑 武志）

7 番、岡田勇議員。

◎ 7 番（岡田 勇）

連合長、お言葉を返すようですが、我々は全部がごみの問題はよしてくださいということをお願いしたとしても、今の答弁では数人の議員さんからご指摘を受けたっていうのは、それどういうことです。一遍ほなとってください。全員ですよ。全員皆思ってるんですよ。早くごみの処理を解決してくださいっていうことは。にもかかわらず、堀連合長は、2、3の議員さんから指摘を受けたと。ということは、西岡君と岡本君とわしの3人だけですか。

◎ 議長（畑 武志）

堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

この中には、前提がありました。朝からご質問いただいた西岡君。今日です。岡本さん。そうやって、岡本さんからご質問をいただいたということを言うてますので、この辺は、先ほどのように、議員全体のそういった思いであるというのは大事に受けとめて、そして真摯に考えて努力したいと、こう申し上げております。3人というように、私は受けとめておりません。議員の皆さん方は、やっぱし安全策を、そうやって早期に、早く解決していきなさいという思いは、皆さんもっておられます。私どもももっております。だからこそ、こうもって皆さんの意見も入れながら、執行責任において考えられる範囲内で、最大公約数的に、最大の今やれることの最善を、専門家の弁護士とも、訴訟してますからね。訴訟中もあることですから、そういったことに慎重にやらせていただいております。こういうことを申し上げてるわけで、3人の方だけで言われてるというのはとっておりませんので、もしそういうふうにとられてるんでしたら、私の説明不足で申しわけなかったと思いますが、そういう思いはもってません。早いこと解決して、安全策とりなさいっていうのは、皆さんの思いで、みんなの思いでありますので、これは重く受けとめておりますので、ご理解をよろしく願います。

◎ 議長（畑 武志）

7 番、岡田勇議員。

◎ 7 番（岡田 勇）

数人の議員さんっていうことでおっしゃった。議事録起こしてもうたらわかるわな。どうせ。せやけど、今なったら3人が質問されたって、こういう話をされとるでしょう。だから、

答えてる話がちぐはぐになってますので。それは、まあいいんです。だけど、我々の総意っていう言葉上、私はしっかり受けとめてほしいという、この願いであります。まあそれと。それで、弁護士さんとも相談しなくちゃいけない。いろいろ慎重にやらないかんいう、保障もないということで、テールアルメは直せないということおっしゃってますけど、テールアルメはもう傾きかけてから、もう何年なります。もうかなり十数年なると思うんですよ。その間、でも検討ぐらいはできるでしょう。確かに設計図書を使ってるから。だけど、いつ起こるかわからない。これは、もう私も想像、推測はできませんけれども、そういう状況にきてるのでね。まだ裁判は、裁判は裁判の問題ですやん。勝ち負けのことについては。これは5年かかろうが、10年かかろうが、これはいたし方ない。しかし、あのものをテールアルメ擁壁が、現状がだんだんだんだん変状してきてる。しかも、水の雨水場直してると。雨水ぐらいでは、そんなん直るぐらいでは、そんなん連合長も知ってのとおり、水が落ちるからひっくりかえる。こんなんありませんわ。それが1番怖いのが、言うてる天変地異やないけど、地震が起きたときのばたっと倒れる可能性が高いと。だから、朝からの質問にも、マスコミで30年以内に、70%の確率で東南海地震があるとかいうことを、盛んにうたわれてますね。だから、それを私は危惧してるわけであって、お金を無駄に使えっていうことは、一言も言ってませんよ。その結果起こることは、やはりあそこが建物が倒れて擁壁が倒れたりしたら人災であるので、その人災としたら、その保障は、お三人が保障できますかと。そう言うтонですよ。人災ですよ。これ明らかに。危ないっていうことを、もう承知してるんだから。不意に自然災なんやけどぼてつときたら、そらやめるでしょう。せやから、もう危ない、危ないいうこと何年きてるか。それで、まだ嫌っということをされるので、それが私は腑に落ちんということを言ってるんですよ。だから、十分は、もう少し真摯に、あなたのせりふやないけど、真摯に受けとめて、あなたの命もあとわずかです。今答えることが責任ある答えなのかかわからない。来年、来春には、審判を受けるんですから、それまでに早く、早く言ってほしいっていうのは、私のお願いであります。それについて、どうですか。

◎ 議長（畑 武志）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

再度お答えをさせていただきだと思います。あそこが、いわゆる崩れて危ないと。早く直さなきゃならないと。これは、裁判の趣旨でもあります。我々思っていることも、今岡田議員の思いは、何ら私らと違った意味ではありません。対応の仕方に、少し違いがあると。それと、岡田議員は今、そうなれば崩れたら、あんたたち3人の責任ですよと。私どもは3人の責任より、むしろ、第一次的な責任を問うております。いわゆる施工された方に対しての責任を問うております。そうやって、それを早く出しなさいと、こういうことを申し上げております。そのときに、先ほど申し上げましたように、今でも何とか緊急避難処置でもと

りたい。緊急避難処置をとりたいときに、これは岡田議員も言われましたですけども、天災が起こったときに対応しよるんは誰とれと。それだけ対応し得るような処置をしようと思えば、あそこを最初からやりかえないと、なかなかいかない問題がある。中途半端なことであつたら、せつかく出しながら崩れてしまうという状態にも起こります。そういった分には、非常に慎重な対応をしてまいりました。この点について、私では最善とか最高とは、先ほどから言うておりません。いわゆる最大公約数的に、最小限に努力して、今とれる範囲内でとれると、こういうことで努力しているところであります。また、訴訟についても、それを原因として訴訟をしております。一次的な原因は、事業者にあります。一審では、事業者 100%を認めているんです。それを継続して、今控審で争っている。そういうところを、今事務的なところの中で、事務じゃなしにそのいろんな専門的なところを、神戸大学の先生にお願いしている。そのときの武器として、早くやらんと危ないですよと、今岡田議員が言われたことを、そのまま裁判所の中でぶっつけているわけでありまして。そういうことで 1 つご理解いただいて、いずれにせよしながら、今の言われている意見というのは非常に重い話というのは、当然思っております。何とか最善の、できる、とれる方法を、これからも努力してまいりたいというように思っておりますので、1 つご理解の方よろしくをお願いいたします。

◎ 議長（畑 武志）

7 番、岡田勇議員。

◎ 7 番（岡田 勇）

責任は今我々にいろいろ説明されてますけど、そんなん言わんでも何のために裁判してるんです。それは、相手方 2 人に責任をもってもらふということなんですよ。だから、裁判してるんでしょう。それ以外に責任はあなた方にありますよということを、私は申し上げて。まあこれ以上議論する必要ないけど。責任は相手にあるんです。それは当たり前の話なんです。そんなんなかったら、裁判する必要ないんですよ。それはわかってます。わかってるけども、施設が崩れたときはどうなんだろうということを、あなた方にお願いしとるんですよ。いち早く施設を直してくださいって言うことを言ってるんです。まあまあこれ以上議論することは、もうそんでよろしいですわ。それで、もう一点。これ朝からもちょっと自立圏のことで、時間もなかったので早う済ましてしましたけども。これ副連合長、この協定書がありますね。これ。これありますね。これご存じですね。副連合長、これご存じやろ。これあなた方がここに、要するに、署名をしたんですよ。これ。10 月の 4 日に伊賀市の市長と、南山城村長手仲って書いてあるんですよ。10 月 4 日にね。4 日に。ほなこれで、目的とかそんなやつ皆これ読みますと、まあまあ連携をしてやっていこうということなんですね。この中で、朝からも言いましたけど、教育ってあるんですかね。教育あるんですよ。教育の中にスポーツの活動の振興。生涯学習活動の推進とあるんですわ。甲が上野市。乙が南山城、もしくは笠置町。その中に連携をせないかん。ほなスポーツについては、文化スポーツ活動の

振興を行うと、こうなってます。それから、生涯学習の推進には、生涯学習活動の企画運営を行うと。こうなってます。そうすると、我々連合の例規集、この中に事務分担があるんですね。その中に事務分担というのは、学校教育課。分担ありますね。それから、生涯学習課。その中に、生涯学習の振興に係る施策と企画及び調整に関すること。生涯学習の振興に係る施設の設置、管理、運営に関すること。これあるんですよ。ほんで、各スポーツの振興に関すること。これは、事務分担で教育委員会の中にあるんですよ。これあるやつを、また今言う自立圏のためにされるということですね。それはされても、私は別に朝から言いました。反対はしてませんよ。しかし、そういう大事なことをする場合やったら、連合とかみ合わせてるんですよ。だったら、もっと早い時点で、これ取組の経過を見ますと、27年1月からこのそういう協議をずうっときました。それで、最終的に南山城村も、議会で9月の27日に議決してます。それから、笠置も議決しています。当然、これ議決されてるの間違いないですからね。何でもっと早く連合の我々にももっと以前にですよ。議会にかける前に、我々はこういう考えで言うんですけど、連合と教育なりそういうもんちょっとかみ合いますけれども、理解してくださいという話があれば、私はそれだったら筋の通ったのに。この我々新聞報道しかわからなかった。勝手にあんたらが執行権があるかどうかわかりませんが、そういうことをされるっていうのは、非常に甚だ遺憾であります。もうこれを出た以上、もうやむを得ないでしょ。反対もしませんよ。だけど、そういう筋論きちとした方が、我々には連合という議会があるのに、そういうことをやってもらわな困ると。これを私は言ってるんです。別に反対とかあかんとかいうことを言ってません。物事には必ずちゃんと手順っていうもんがあるから、十分気をつけてくださいと、これをお願いしとんですよ。その点、お二人ちょっと意見を聞いてください。

◎ 議長（畑 武志）

手仲副連合長。

◎ 副広域連合長（手仲 圓容）

国レベルの中でお互い考えられるということは、こういうことであるということの原案をつくりました。その段階で、広域連合に説明をするべきであったのは、十分おっしゃるとおりであり、遅まきながら、教育長にも相談を申し上げてきましたけれども、議会の方に十分な説明ができてなかったことについては、この場をおかりして申しわけなかったということで、おわびを申し上げたいというふうに思います。この後、これは要するに、こういう範囲内のことをやりますよという計画書であって、具体的にじゃあ何すんねやっていうことを、これから共生ビジョンをつくっていくわけであります。具体的にこういうことを伊賀市と連携してやっていきたいということについては、教育部署と合う分に合致するようなものがありましたら、事前に執行する前に、教育委員会とは十分協議をしてまいりたいというふうに考えておりますんで、済んだことをどう謝んねやって言われても仕方ありません。ここ

でおわびを申し上げて、これからそういうことはきちっと具体的な話になったら、皆さんに話をさせていただくということを約束をさせていただきますので、これで了解をいただきたいというふうに思います。

◎ 議長（畑 武志）

西村副連合長、答弁。

◎ 副広域連合長（西村 典夫）

手仲村長ともども、私も議会に対して十分な説明を怠ったことについては、真摯に反省をいたしましておわびを申し上げます。今後につきましては、経過を含めて逐一皆さんに説明をし相談をしてみたいと思っております。ご理解をお願いします。笠置町といたしましては、伊賀市の連携につきましては、27 年度に話をいただき、連携できる取組について協議を重ねてまいりました。その結果、お持ちの資料に丸印になっておりますのが、連携できる可能性があるかと判断したものでございます。決して丸印があるから、全て連携していくものではありません。これから、町政懇談会におきまして、連携できるものがどうかいうのを、これから精査して築き上げていくものでございます。先ほども申し上げましたように、連携する内容によっては、関係機関とも調整が当然必要でございますので、そういう点におきましても、連合議会とも十分また説明し、相談も申し上げながら取り組んでいきたい、このように思っております。また、私は笠置町は観光も中心に連携を考えております。また、他に重なる事業を取り組んでいくようでは、負担金もかかってくることもございますので、全く意味はございませんから、取組を考えてはおりません。先ほど朝から申しましたように、取組の内容が皆さんからこういう内容で連携しようねんな。ああ、わかるな。それは笠置町にとってもすばらしいことだなんて思ってもらえるような、取組の内容をつくり上げたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

◎ 議長（畑 武志）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

当事者の教育委員会から一言説明させていただきます。手仲村長がおっしゃったように、先日、私もそれまでは新聞報道だけだったんですけど、先日村長、副村長来ていただきまして、詳しくこれまでの経過と、これからの方向性を聞きました。結論から言いまして、もちろん先ほどもありましたように、もちろん教育そのものは連合で責任をうたっておりますので、南山城村の教育、笠置町の教育の責任者として、連合教育委員会が連合の教育方針の範囲の中で、できる限りの協力はさせてもらいたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

◎ 議長（畑 武志）

7 番、岡田勇議員。

◎ 7 番（岡田 勇）

丁重な答弁をいただきまして、ありがとうございます。お二人には申しわけないと思ってるんですけど、私の思いは中身じゃなくって、ただ順番はちゃんとしていきましょうよということなんです。それのみですので、丁寧に説明をいただきまして、まことにありがとうございます。ごみについても、これぐらい素早く答えていただけたら、なお結構だと思うんですけども。以上、これで終わります。結構です。

◎ 議長（畑 武志）

6 番、鈴木議員。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

すいません。2 点あります。1 点は、ごめんなさい。さっきの広報のここの連合議会の広報のことですが、だから何か先ほどのもう時間切れみたいになってよくわからなかったんですけども、どこでこの広報が、やっぱりここで決まったことは皆さんに知らせることが必要やという判断は、どこがするんですか。どこで決めていったら物事が進んでいくんですか。ちょっと手順が私はわからないんですけど。ここで、そうですね。必要ですねというふうに答弁いただいて、じゃあ、来年からやりますっていうふうにいただけたら大丈夫やと思うんですけど、何かそうじゃなくて、村の議会に帰ってやりなさいとなったら、村の議会でも、やはり和束の議会でもやり、笠置の議会でもやり、その意見が一致しなかったらどうなるのかなとか、よくわからないんですが。まず、手順が 1 つです。まず、それからいきます。

◎ 議長（畑 武志）

今、鈴木さんおっしゃられてるのは、議会だよりですね。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

議会だよりです。

◎ 議長（畑 武志）

そういうことですね。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

きょうの 1 日のお知らせです。

◎ 議長（畑 武志）

議会だよりは、議員の中から皆さんの総意によって決めるものです。やると言われたら、それを予算化してお願いするんです。だから、もしされるなら意見書を出していただいてやられたらどうですか。こういうもんやりたいんですけど、皆さんどうですか。こういう話をもっていかれたら、私はいいと思うんですよ。予算をつけてくれるのは、行政側です。これについてやるかやらないかは、私たち議員の方で判断しなくてはならないと、このように思います。よろしいですか。鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

ていうことは、この議会で、例えば、誰か。私なら私が意見書を出して、ほんでそれやりましょと決まったときに、行政の方から予算措置を考えてもらえると、そういう手順になるんですか。

◎ 議長（畑 武志）

はい。そういうことです。

◎ 6番（鈴木 かほる）

わかりました。ありがとうございます。じゃあ、次。この前のときに、6月でしたか。9月でしたか。小学校のエアコンの話ですが、小学校のエアコンはもうまだですね。中学校がついたんですね。それはありがとうございますけども、小学校のエアコンもあそこは本当にもう早くから、連休ぐらいから暑い暑い学校なので、夏休みまでにつかないかっていうことで、前の議会でお話ししたと思うんですけども。でも、そのためには設計がつていう話やったと思うんです。ほんで、今年度中に設計をして、来年施工という話やったと思うんですが、今その設計はどんなふうになってるのか、ちょっと聞かせていただきたいんですが。

◎議長（畑 武志）

竹谷学校教育課長。

◎学校教育課長（竹谷 正則）

小学校のエアコン工事についてでございますが、今年度につきましては、設計業務を発注させていただいております。現在、設計業務ほぼ煮詰まってきたというところでございます。工期等の関係なんですけれども、現時点でコンサルが設計業者の方から報告を受けておりますのは、年度早々に発注した場合でも、夏の冷房には間に合わないというふうな報告を受けております。以上でございます。

◎ 議長（畑 武志）

6 番、鈴木議員。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

夏に間に合わないというようなことも、結局 1 年後のエアコンとしての役割しか果たせないかなとは思いますが、問題なのは、あそこの設計なんです。この前もちらっと思うたと思うんですが、あそこの教室の上はいけいけで、あれをどうふたするのかという。あそこをふたしてしまうと、ますます風通しが悪くなるから、そのエアコン使う時期はいいですけど、そうじゃない時期は風通しの悪い学校にますますなってしまうので、その辺もちろん設計の人は専門家なので十分考えてると思うんですけども、その辺どうなんかなと気になっております。それから、あそこの学校は間接照明で、ここでどれぐらい電気使ってるかわかりませんが、もう 1 列。教室の前の 1 列だけで、蛍光灯が 100 本も入ってるような状態なんですね。ああいう不経済な状態を直すことはできないかなと思いますけど。

◎ 議長（畑 武志）

もうこれ答弁だけして。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

2 点です。

◎ 議長（畑 武志）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

南山城小学校の教室の構造につきましては、今鈴木議員おっしゃっていただきましたように、上部が抜けておるという構造になっております。今回の工事におきましては、間仕切り等。また、そして建具工事等も予定をさせていただいておりますので、その部分で空調が効くように整備させていただこうと考えてさせていただいております。

◎ 議長（畑 武志）

質疑を終結いたします。これより、討論を行います。討論はありませんか。

（ な し の 声 ）

◎ 議長（畑 武志）

討論をなしと認めます。討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第6号「平成28年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

◎ 議長（畑 武志）

挙手全員です。したがって、議案第6号「平成28年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決されました。会議の途中ですが、4時まで休憩いたします。

（休憩 15：50～16：00）

◎議長（畑 武志）

休憩前に引き続き会議を開きます。日程第8、議案第7号「物品購入契約の締結について（南山城小学校情報教育システム機器購入）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第7号「物品購入契約の締結について（南山城小学校情報教育システム機器購入）」の件でございますが、ご提案を申し上げます。平成28年11月24日に入札を執行いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をいただきたく提案をさせていただくものでございます。よろしくご審議賜り、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（畑 武志）

続いて、議案の説明を求めます。竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

議案第7号につきまして説明させていただきます。南山城小学校情報教育システムにつきましては、平成15年度開校に合わせ導入しておりますが、機器の老朽化、ハードウェア及びソフトウェアともにメーカーサポートが終了し、交換部品の調達が不可能な状況となっており、今年度は校内全てのコンピュータを統括するとともに、ネットワーク化し、また、インターネットに接続するための機器を更新するものでございます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（畑 武志）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（ な し の 声 ）

◎ 議長（畑 武志）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これから、討論を行います。討論はありますか。

（ な し の 声 ）

◎ 議長（畑 武志）

討論をなしと認めます。討論を終結いたします。これより採決いたします。日程第8、議案第7号「物品購入契約の締結について（南山城小学校情報教育システム機器購入）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

◎ 議長（畑 武志）

挙手全員です。したがって、日程第8、議案第7号「物品購入契約の締結について（南山城小学校情報教育システム機器購入）」は原案のとおり可決されました。日程第9、同意第4号「相楽東部広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。提案者の説明を求めます。堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

同意第4号「相楽東部広域連合監査委員の選任について」ご提案を申し上げます。今回の監査委員の選任につきましては、平成29年1月25日の任期満了に伴うものでございます。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（畑 武志）

続いて、議案の説明を求めます。由本総務課長。

◎ 総務課長（由本 好史）

それでは、同意第4号についてご説明を申し上げます。朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

同意第 4 号

相楽東部広域連合監査委員の選任について

相楽東部広域連合監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 28 年 12 月 8 日提出

相楽東部広域連合

広域連合長 堀 忠雄

記

氏名 高瀬哲也（昭和 33 年 12 月 10 日生まれ）

住所 木津川市州見台 4 丁目 5 番地 3

以上でございます。なお、資料といたしまして、別紙経歴書をつけておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 議長（畑 武志）

お諮りいたします。人事案件でございますので、質疑、討論を省略してよろしいですか。

（ 異議なしの声 ）

◎ 議長（畑 武志）

異議なしと認めます。質疑、討論を省略し、これから高瀬哲也君の相楽東部広域連合監査委員の選任につき、同意を求める件を採決いたします。この採決は挙手によって行います。高瀬哲也君を、相楽東部広域連合監査委員の選任につき、同意することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

◎ 議長（畑 武志）

挙手全員です。したがって、高瀬哲也君を相楽東部広域連合監査委員の選任につき同意することに決定いたしました。日程第 10、同意第 5 号「相楽東部地域公平委員会委員の選任について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。堀広域連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

同意第 5 号「相楽東部地域公平委員会委員の選任について」ご提案を申し上げます。今回の公平委員会委員の選任につきましては、平成 29 年 1 月 25 日の任期満了に伴うものでございます。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（畑 武志）

続きまして、議案の説明を求めます。由本総務課長。

◎ 総務課長（由本 好史）

失礼をいたします。それでは、同意第5号を、朗読をもって提案説明とさせていただきます。

同意第5号

相楽東部地域公平委員会委員の選任について

相楽東部地域公平委員会委員に、下記の者を選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年12月8日提出

相楽東部広域連合

広域連合長 堀 忠雄

記

氏名、生年月日、住所の順に説明をさせていただきます。

1人目の方、西窪 量（昭和20年1月22日生まれ）

京都府相楽郡笠置町大字飛鳥路小字殿海道11番地

2人目の方です。村城 康裕（昭和8年11月19日生まれ）

京都府相楽郡和束町大字別所小字葭谷2番地

3人目の方です。奥谷 淳（昭和22年12月23日生まれ）

京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保71番地1

以上でございます。なお、資料といたしまして、別紙経歴書をつけておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

◎ 議長（畑 武志）

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略してよろしいですか。

（ 異議なしの声 ）

◎ 議長（畑 武志）

異議なしと認めます。質疑、討論を省略します。これより採決いたします。採決は、挙手によって行います。採決は1件ずつ行います。最初に、西窪量君を相楽東部地域公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

◎ 議長（畑 武志）

挙手全員です。よって、西窪量君を相楽東部地域公平委員会委員の選任につき同意することに決定いたしました。続きまして、村城康裕君を相楽東部地域公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

◎ 議長（畑 武志）

挙手全員です。よって、村城康裕君を相楽東部地域公平委員会委員の選任につき同意することに決定いたしました。続きまして、奥谷淳君を相楽東部地域公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

◎ 議長（畑 武志）

挙手全員です。よって、奥谷淳君を相楽東部地域公平委員会委員の選任につき同意することに決定いたしました。日程第 11「委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査」の件を議題とします。各委員長から、会議規則第 76 条の規定により、お手元に配付の申し出の一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出がありました。お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

◎ 議長（畑 武志）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることに決定いたしました。堀広域連合長、あいさつ。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

開会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。本議会におきまして、議員の皆様方からいろいろなご意見等をいただきました。今後、運営に当たりまして、そうしたご意見を真摯に受けとめながら、今後の運営に当たってまいりたいと思います。これからも 1 つよろしく願いいたします。まだまだこの年末、寒さが厳しい時期を迎えると思いますが、これからも皆さん方はお体は十分気をつけていただきまして、一層ご指導、ご協力賜りますことをお願いいたしまして、簡単ではございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。本日は、本当にどうもありがとうございました。

◎議長（畑 武志）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これで会議を閉じます。平成 28 年第 3 回
相楽東部広域連合議会定例会を閉会いたします。本日は、ご苦労さまでございました。